JIS C 8918 (2023) 「結晶系太陽電池モジュール」に関する技術評価書

令和6年12月16日 日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 8918(2023)(以下「JIS」という。)の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規(民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて)に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 8918(2023)に関する技術評価書

1. J18 C 8918 (2023) に関する技術評価書		
技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条		①関係する省令基準
文は何か。		・第5条(電路の絶縁)第2項
		・第5条(電路の絶縁)第3項
		②関係する基準解釈
		・第 16 条(機械器具等の電路の絶縁
		性能)第5項第二号
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規		JIS は、地上に設置する太陽光発電
格体系として成立するものであるか。		システムに用いる平板・非集光形の結
		晶系太陽電池モジュールについて明
		確に規定し、原案は、一般社団法人日
		本電機工業会(JEMA)において作成さ
		れ、実現可能な内容となっている。
		また、JIS は、産業標準化法に基づ
		く国家規格であり、JIS Z 8301「規格
		票の様式及び作成方法」に基づき作成
		されており、規格体系としても成立し
		ている。
		以上を踏まえ、JISの内容は、明確かの実現可能な内容となっており規格
		つ実現可能な内容となっており規格
2 間末より壮生の私力工が見がかります		体系として成立している。
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照。考慮しているか		JIS は、令和6年度に実施した委託 東業の「転与記供は後ま海門連出牧祭
照・考慮しているか。		事業の「電気設備技術基準関連規格等
		調査委員会」の調査において最新の内
		<u>容であることが確認されている。</u>

技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しな	0	表1の「適合性確認」に示すとおり、
いものであるか。		関連する電技省令第5条に適合し, 関
		<u>連する技術基準に抵触していない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安	\circ	JIS では、地上に設置する太陽光発
に係る必要な確認項目を満たしているか。		電システムに用いる平板・非集光形の
		結晶系太陽電池モジュールについて
		規定している他、試験方法及び表示等
		についても明確に規定している。

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
第5条第2項	・最新 JIS への更新により電技	関連する省令基準に適合。
前項の場合にあっては、その 絶縁性能は、 第 22	解釈で規定する結晶系太陽電	
条及び第 58 条の規定を除き、 <u>事故時に想定され</u>	池モジュールの絶縁性能に影	・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 16 条
る異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のお	響はないか。	(機械器具等の電路の絶縁性能) 第5項では、太陽電池
<u>それがないものでなければならない。</u>		モジュールの絶縁性能として JIS を引用している。
		・令和6年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調
第5条 第3項		査委員会」の調査では、JIS の改正により引用規格を廃
変成器内の巻線と当該変成器内の他の巻線と		止規格から現在有効な規格への変更、モジュールの種
の間の絶縁性能は、事故時に想定される異常電		類の見直しを行ったもので、規定内容(品質・性能)は
圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがな		同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を
いものでなければならない。		最新の JIS に更新できるとしている。
		・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価し
		た。

JIS C 8939 (2023) 「薄膜太陽電池モジュール」に関する技術評価書

令和6年12月16日 日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 8939(2023)(以下「JIS」という。)の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規(民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて)に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 8939(2023)に関する技術評価書

1. J18 C 8939(2023)に関する技術評価書		
技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条	_	①関係する省令基準
文は何か。		・第5条(電路の絶縁)第2項
		・第5条(電路の絶縁)第3項
		②関係する基準解釈
		・第 16 条(機械器具等の電路の絶縁
		性能)第5項第二号
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規	0	JIS は、地上に設置する太陽光発電
格体系として成立するものであるか。		システムに用いる平板・非集光形の薄
		膜太陽電池モジュールの性能、構造及
		び試験方法について明確に規定し、原
		案は、一般社団法人日本電機工業会
		(JEMA) において作成され、実現可能
		な内容となっている。
		また、JIS は、産業標準化法に基づ
		く国家規格であり、JIS Z 8301「規格
		票の様式及び作成方法」に基づき作成
		されており、規格体系としても成立し
		ている。
		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
		以上を踏まえ、JIS の内容は、明確か
		つ実現可能な内容となっており規格
		体系として成立している。
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参	0	JISは、令和6年度に実施した委託
照・考慮しているか。		事業の「電気設備技術基準関連規格等
		調査委員会」の調査において 最新の内

技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
		容であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しな	0	表1の「適合性確認」に示すとおり、
いものであるか。		関連する電技省令第5条に適合し, 関
		連する技術基準に抵触していない。
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安	\circ	JIS では、地上に設置する太陽光発
に係る必要な確認項目を満たしているか。		電システムに用いる平板・非集光形の
		薄膜太陽電池モジュールの性能、構造
		及び試験方法について規定している
		他、表示についても明確に規定してい
		る。

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第5条 第2項	・最新 JIS への更新により電技	関連する省令基準に適合。
前項の場合にあっては、その 絶縁性能は、 第 22	解釈で規定する薄膜太陽電池	
条及び第 58 条の規定を除き、 事故時に想定され	モジュールの絶縁性能に影響	・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第 16 条
る異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のお	はないか。	(機械器具等の電路の絶縁性能) 第5項では、太陽電池
<u>それがないものでなければならない。</u>		モジュールの絶縁性能として JIS を引用している。
		・令和6年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調
第5条 第3項		査委員会」の調査では、JIS の改正により引用規格を廃
変成器内の巻線と当該変成器内の他の巻線と		止規格から現在有効な規格への変更、モジュールの種
の間の絶縁性能は、事故時に想定される異常電		類の見直しを行ったもので、規定内容(品質・性能)は
圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれがな		同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を
<u>いものでなければならない。</u>		最新の JIS に更新できるとしている。
		・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価し
		た。

JIS C 61558-2-6 (2024)「変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-6 部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」に関する技術評価書

令和6年12月16日 日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 61558-2-6 (2024) (以下「JIS」という。)の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規(民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて)に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 61558-2-6 (2024) に関する技術評価書

_1. J15 C 61558-2-6 (2024)に関する技術部	广川首	
技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条	_	①関係する省令基準
文は何か。		・第5条(電路の絶縁)
		・第 56 条(配線の感電又は火災の防
		止)第1項
		・第 57 条(配線の使用電線)第1項
		・第57条(配線の使用電線)第2項
		・第59条(電気使用場所に施設する
		電気機械器具の感電、火災等の防
		止)第1項
		・第62条(配線による他の配線等又
		は工作物への危険の防止)
		・第63条(過電流からの低圧幹線等
		の保護措置)第1項
		 ②関係する基準解釈
		・第 183 条 (特別低電圧照明回路の施
		設)第2項第一号イ
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規	\circ	JIS は、一般用の安全絶縁変圧器及
格体系として成立するものであるか。		び一般用の安全絶縁変圧器を組み込
HITTING O CHATTING OVER COLONE		んだ電源装置の安全性について明確
		に規定し、原案は、一般財団法人日本
		規格協会(JSA)において作成され、実
		現可能な内容となっている。

技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
		また、JISは、産業標準化法に基づ
		く国家規格であり、JIS Z 8301「規格
		票の様式及び作成方法」に基づき作成
		されており、規格体系としても成立し
		ている。
		以上を踏まえ、 <u>JIS の内容は、明確か</u>
		<u>つ実現可能な内容となっており規格</u>
		<u>体系として成立している。</u>
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参	\circ	JISは、令和6年度に実施した委託
照・考慮しているか。		事業の「電気設備技術基準関連規格等
		調査委員会」の調査において <u>最新の内</u>
		<u>容であることが確認されている。</u>
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しな	0	表1の「適合性確認」に示すとおり、
いものであるか。		関連する電技省令第5条、第56条、
		第 57 条、第 59 条、第 62 条、第 63 条
		に適合し, 関連する技術基準に抵触し
		<u>ていない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安	\circ	JIS では、一般用の安全絶縁変圧器
に係る必要な確認項目を満たしているか。		及び一般用の安全絶縁変圧器を組み
		込んだ電源装置の安全性について規
		定している他、表示、構造及び部品等
		についても明確に規定している。

関連す	る省令基準	
	2) H H /+>	

評価項目

適合性の確認

第5条 電路は、大地から絶縁しなければならない。ただし、構造上やむを得ない場合であって通常予見される使用形態を考慮し危険のおそれがない場合、又は混触による高電圧の侵入等の異常が発生した際の危険を回避するための接地その他の保安上必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合にあっては、その**絶縁性能は、**第 22 条及び第 58 条の規定を除き、<u>事故時に想定される異常電圧を考慮し、絶縁破壊による危険の</u> おそれがないものでなければならない。
- 3 変成器内の巻線と当該変成器内の他の巻線 との間の**絶縁性能は、事故時に想定される異常 電圧を考慮し、絶縁破壊による危険のおそれが** ないものでなければならない。

第56条第1項

配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、<u>感電</u> 又は火災のおそれがないように施設しなければ ならない。

・最新 JIS への更新により電技解釈で規定する一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の絶縁性能や、感電又は火災のおそれがないような施設に影響はないか。

関連する省令基準に適合。

- ・左欄の関連する省令基準を踏まえ、第 183 条 (特別低電圧照明回路の施設) 第 2 項では、特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置として JIS を引用している。
- ・令和6年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、JISの改正は対応する国際規格である IEC 61558-2-6 に合わせて見直しを行った。具体的には、耐腐食性に関する基準の追加、引用規格の規格体系変更に伴う整合等を行ったもので、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、電技解釈に引用されている JIS を最新の JIS に更新できるとしている。
- ・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価し た。

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第 57 条 第 1 項		
配線の使用電線 (裸電線及び特別高圧で使用す		
る接触電線を除く。)には、感電又は火災のおそ		
れがないよう、施設場所の状況及び電圧に応じ、		
使用上十分な強度及び絶縁性能を有するもので		
なければならない。		
<u> </u>		
第57条第2項		
配線には、裸電線を使用してはならない。ただ		
し、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分		
な強度を有し、かつ、絶縁性がないことを考慮し		
て、配線が感電又は火災のおそれがないように施		
設する場合は、この限りでない。		
第 59 条 第 1 項		
電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電		
部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又		
は火災が発生するおそれがある発熱がないよう		
に施設しなければならない。ただし、電気機械器		
具を使用するために充電部の露出又は発熱体の		
施設が必要不可欠である場合であって、感電その		
他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそ		
れがないように施設する場合は、この限りでな		
V'o		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第62条 配線は、他の配線、弱電流電線等と接		
近し、又は交さする場合は、 混触による感電又は		
火災のおそれがないように施設しなければなら		
<u>ない。</u>		
第63条 第1項		
低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機械		
器具に至る低圧の電路及び引込口から低圧の幹		
線を経ないで電気機械器具に至る <u>低圧の電路</u> (以		
下この条において「幹線等」という。) <u>には、適</u>		
切な箇所に開閉器を施設するとともに、過電流		
が生じた場合に当該幹線等を保護できるよう、		
過電流遮断器を施設しなければならない。 ただ		
し、当該幹線等における短絡事故により過電流が		
生じるおそれがない場合は、この限りでない。		

JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」に関する技術評価書

令和6年12月16日 日本電気技術規格委員会

経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」において設置された「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」からの要請に基づき、JIS C 3010(2019)(以下「JIS」という。)の民間規格等のリスト化に当たり、令和2年7月17日に公示された国の内規(民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて)に基づき技術評価を実施した。

I. JIS C 3010(2019)に関する技術評価書

I. JIS C 3010(2019)に関する技術評価書		
技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
1. 関係する省令基準及び基準解釈の条		①関係する省令基準
文は何か。		・第4条(電気設備における感電、火
		災等の防止)
		・第5条(電路の絶縁)第2項
		・第6条(電線等の断線の防止)
		・第7条(電線の接続)
		・第 20 条(電線路等の感電又は火災
		の防止)
		・第 21 条(架空電線及び地中電線の
		感電の防止)
		・第 28 条(電線の混触の防止)
		・第 29 条(電線による他の工作物等
		への危険の防止)
		・第 30 条(地中電線等による他の電
		線及び工作物への危険の防止)
		・第 47 条(地中電線路の保護)
		・第 50 条 (電力保安通信設備の施設)
		第2項
		・第 56 条(配線の感電又は火災の防
		止)第1項
		・第 57 条(配線の使用電線)第1項
		・第 57 条(配線の使用電線)第 2 項
		・第 59 条(電気使用場所に施設する
		電気機械器具の感電、火災等の防
		止)第1項
		・第 62 条(配線による他の配線等又

技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3) ⑥より)		は工作物への危険の防止) ・第 63 条 (過電流からの低圧幹線等の保護措置) 第 1 項 ・第 64 条 (地絡に対する保護措置) ・第 76 条 (パイプライン等の電熱装置の施設の禁止) ②関係する基準解釈
		・第5条(絶縁電線)第2項第二号イ、第2項第三号及び第4項第二号イ・第6条(多心型電線)第2項第二号ロ(イ)・第8条(キャブタイヤケーブル)第1項第四号イ、第1項第五号ハ、第2項第二号イ、第2項第四号イ及び第2項第六号ハ・第9条(低圧ケーブル)第2項第二号イ及び第三号イ
		 第10条(高圧ケーブル)第3項第 ニ号イ、第3項第四号イ、第4項第 四号イ及び第6項第ニ号二(ロ) 第55条(架空電線路の防護具)第3項第一号 第65条(低高圧架空電線路に使用する電線)第3項第二号イ及び第3項第三号イ 第120条(地中電線路の施設)第3項第二号イ(イ)(2)
		 ・第125条(地中電線と他の地中電線等との接近又は交差)第5項第二号中 ・第127条(水上電線路及び水底電線路の施設)第3項第二号イ ・第136条(電力保安通信線の施設)第4項第一号ロ ・第137条(添架通信線及びこれに直
		接接続する通信線の施設) 第5項第 二号及び第5項第三号イ ・第181条(小勢力回路の施設) 第3 項第二号、第4項第二号及び第4項 第三号イ

技術評価の要件 (民間規格評価機関の要件 2. (3) ⑥より)	評価	確認内容
(民間が配用 画成成の女目 2. (の) ある ナ)		 ・第 188 条(滑走路灯等の配線の施設) 第 2 項第二号イ及び第 2 項第三号イ ・第 190 条(アーク溶接装置の施設) 第 2 項第二号イ及び第 2 項第三号イ ・第 195 条(フロアヒーティング等の電熱装置の施設)第 1 項第三号ロ(イ)、第 1 項第三号口(イ)、第 2 項第二号、第 4 項第四号口(イ)及び第 4 項第四号ハ(イ) ・第 197 条(パイプライン等の電熱装置の施設)第 2 項第三号口(イ)(4)
2. 規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		JIS は、国内の配電事情による在来の電気設備で使用する電線及び電気温床線の安全性を確保するため、技術基準の技術的要件を満たす内容について明確に規定し、原案は、一般社団法人日本電線工業会(JCMA)及び一般財団法人日本規格協会(JSA)において作成され、実現可能な内容となっている。また、JIS は、産業標準化法に基づく国家規格であり、JIS Z 8301「規格票の様式及び作成方法」に基づき作成されており、規格体系としても成立している。 以上を踏まえ、JISの内容は、明確かつ実現可能な内容となっており規格
3. 関連する技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか。	0	本系として成立している。 JIS は、令和 6 年度に実施した委託 事業の「電気設備技術基準関連規格等 調査委員会」の調査において最新の内容であることが確認されている。
4. 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。	0	表1の「適合性確認」に示すとおり、 関連する電技省令第4条、第5条、第 6条、第7条、第20条、第21条、第 28条、第29条、第30条、第47条、

技術評価の要件	評価	確認内容
(民間規格評価機関の要件 2. (3)⑥より)		
		第 50 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条、
		第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 76 条
		に適合し, 関連する技術基準に抵触し
		<u>ていない。</u>
5. その他民間規格等の内容に応じ、保安	0	JIS では、国内の配電事情による在
に係る必要な確認項目を満たしているか。		来の電気設備で使用する電線及び電
		気温床線の安全性を確保するため、技
		術基準の技術的要件を満たす内容に
		ついて規定している他、試験条件及び
		試験基準等についても明確に規定し
		ている。

関連する省令基準

評価項目

適合性の確認

第4条 **電気設備は、感電、火災その他人体に危 害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが** ないように施設しなければならない。

第5条第2項

前項の場合にあっては、その絶縁性能は、第22 条及び第58条の規定を除き、事故時に想定され る異常電圧を考慮し、**絶縁破壊による危険のお** それがないものでなければならない。

第6条 電線、支線、架空地線、弱電流電線等(弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。) その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線のおそれがないように施設しなければならない。

第7条 **電線を接続する場合は、**接続部分において電線の電気抵抗を増加させないように接続するほか、絶縁性能の低下(裸電線を除く。)及び通常の使用状態において断線のおそれがないようにしなければならない。

第20条 **電線路又は電車線路は、**施設場所の状況及び電圧に応じ、**感電又は火災のおそれがないように施設しなければならない。**

第21条 <u>低圧又は高圧の架空電線には、感電の</u> <u>おそれがないよう、</u>使用電圧に応じた絶縁性能を 有する絶縁電線又はケーブルを使用しなければ ならない。ただし、通常予見される使用形態を考 慮し、感電のおそれがない場合は、この限りでな い。

・最新 JIS への更新により電技解釈で規定する電線及び電気温床線の断線のおそれや、感電又は火災のおそれがないような施設等に影響はないか。

関連する省令基準に適合。

・左欄の関連する省令基準を踏まえ、電技解釈第4条 (電気設備における感電、火災等の防止)、第5条(電 路の絶縁) 第2項、第6条(電線等の断線の防止)、第 7条(電線の接続)、第20条(電線路等の感電又は火 災の防止)、第21条(架空電線及び地中電線の感電の 防止)、第28条(電線の混触の防止)、第29条(電線 による他の工作物等への危険の防止)、第30条(地中 電線等による他の電線及び工作物への危険の防止)、第 47条(地中電線路の保護)、第50条(電力保安通信設 備の施設)第2項、第56条(配線の感電又は火災の防 止)第1項、第57条(配線の使用電線)第1項及び第 2項、第59条(電気使用場所に施設する電気機械器具 の感電、火災等の防止)第1項、第62条(配線による 他の配線等又は工作物への危険の防止)、第63条(過 電流からの低圧幹線等の保護措置) 第1項、第64条(地 絡に対する保護措置)、第76条(パイプライン等の電 熱装置の施設の禁止)では、電技解釈に適合する電線及 び電気温床線としてJISを引用している。

・令和6年度に実施した委託事業の「電技関連規格等調査委員会」の調査では、現行の電技解釈が引用している電気用品の解釈 別表第一は、新規に制定された JIS に移行されたため、技術的規定事項について比較検討を実施した。検討の結果、用語の定義の追加や全体構成の変更等があるものの、規定内容(品質・性能)は同等以上であるため、移行先の JIS を電技解釈に引用先とし

関連する省令基準	 評価項目	適合性の確認
2 地中電線 (地中電線路の電線をいう。以下同	рт IM-X П	て問題はないとしている。
じ。)には、感電のおそれがないよう、使用電圧		・以上を踏まえ、関連する省令基準に適合すると評価し
に応じた絶縁性能を有するケーブルを使用しな		が上で聞よれ、房屋が3日12年に週日が3C前間で た。
ければならない。		
第28条 電線路の電線、電力保安通信線又は電		
車線等は、他の電線又は弱電流電線等と接近し、		
若しくは交さする場合又は同一支持物に施設す		
る場合には、他の電線又は弱電流電線等を損傷す		
るおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生		
じる混触による感電又は火災のおそれがないよ		
うに施設しなければならない。		
第29条 電線路の電線又は電車線等は、他の工		
作物又は植物と接近し、又は交さする場合には、		
他の工作物又は植物を損傷するおそれがなく、か		
つ、接触、断線等によって生じる感電又は火災の		
おそれがないように施設しなければならない。		
第30条 地中電線、屋側電線及びトンネル内電		
線その他の工作物に固定して施設する電線は、		
他の電線、弱電流電線等又は管(他の電線等とい		
う。以下この条において同じ。)と接近し、又は		
交さする場合には、 故障時のアーク放電により		
他の電線等を損傷するおそれがないように施設		
しなければならない。ただし、感電又は火災のお		
承諾を得た場合は、この限りでない。		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第47条 地中電線路は、車両その他の重量物に		
よる圧力に耐え、かつ、当該地中電線路を埋設し		
ている旨の表示等により掘削工事からの影響を		
受けないように施設しなければならない。		
2 地中電線路のうちその内部で作業が可能な		
<u>ものには、防火措置を講じなければならない。</u>		
第50条 第2項		
電力保安通信線は、機械的衝撃、火災等により		
通信の機能を損なうおそれがないように施設し		
<u>なければならない。</u>		
第 56 条 第 1 項		
配線は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電		
又は火災のおそれがないように施設しなければ		
<u>ならない。</u>		
第 57 条 第 1 項		
配線の使用電線 (裸電線及び特別高圧で使用す		
る接触電線を除く。) <u>には、感電又は火災のおそ </u>		
<u>れがないよう、</u> 施設場所の状況及び電圧に応じ、		
使用上十分な強度及び絶縁性能を有するもので		
なければならない。		
第57条第2項		
配線には、裸電線を使用してはならない。ただ		
し、施設場所の状況及び電圧に応じ、使用上十分		
な強度を有し、かつ、絶縁性がないことを考慮し		
て、配線が感電又は火災のおそれがないように施し		
設する場合は、この限りでない。		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第 59 条 第 1 項	*****	
電気使用場所に施設する電気機械器具は、充		
電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、		
又は火災が発生するおそれがある発熱がないよ		
うに施設しなければならない。 ただし、電気機械		
器具を使用するために充電部の露出又は発熱体		
の施設が必要不可欠である場合であって、感電そ		
の他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するお		
それがないように施設する場合は、この限りでな		
\v_o		
第62条 配線は、他の配線、弱電流電線等と接		
近し、又は交さする場合は、 混触による感電又は		
<u>火災のおそれがないように施設しなければなら</u>		
<u>ない。</u>		
2 配線は、水道管、ガス管又はこれらに類する		
ものと接近し、又は交さする場合は、放電により		
これらの工作物を損傷するおそれがなく、かつ、		
漏電又は放電によりこれらの工作物を介して感		
電又は火災のおそれがないように施設しなけれ		
<u>ばならない。</u>		

関連する省令基準	評価項目	適合性の確認
第63条 第1項		
低圧の幹線、低圧の幹線から分岐して電気機		
械器具に至る低圧の電路及び引込口から低圧の		
幹線を経ないで電気機械器具に至る低圧の電路		
(以下この条において「幹線等」という。) <u>には、</u>		
適切な箇所に開閉器を施設するとともに、過電		
流が生じた場合に当該幹線等を保護できるよう、		
<u>過電流遮断器を施設しなければならない。</u> ただ		
し、当該幹線等における短絡事故により過電流が		
生じるおそれがない場合は、この限りでない。		
第64条 ロードヒーティング等の電熱装置、プ		
一ル用水中照明灯その他の一般公衆の立ち入る		
おそれがある場所又は絶縁体に損傷を与えるお		
それがある場所に施設するものに電気を供給す		
る電路には、地絡が生じた場合に、感電又は火災		
のおそれがないよう、地絡遮断器の施設その他		
<u>の適切な措置を講じなければならない。</u>		
第 76 条 パイプライン等 (導管等により液体の		
輸送を行う施設の総体をいう。) に施設する電熱		
装置は、第 68 条から第 70 条までに規定する場		
<u>所には、施設してはならない。</u> ただし、感電、爆		
発又は火災のおそれがないよう、適切な措置を講		
じた場合は、この限りでない。		

技術評価書 添付資料

添付資料 I 日本電気技術規格委員会 委員名簿(第 126 回 JESC 資料No.1-1 より)

添付資料Ⅱ 民間規格等作成機関資料(第 126 回 JESC 資料No.2-1 より)

添付資料 I

日本電気技術規格委員会 委員名簿(令和6年12月16日現在)

区分	委	員名	勤務先	所属
委員長	大崎	博之	東京大学	大学院新領域創成科学研究科
				先端エネルギー工学専攻 教授
委員	金子	祥三	東京大学	生產技術研究所 研究顧問
委員	井上	俊雄	一般財団法人電力中央研究所	研究アドバイザー
委員	國生	剛治	中央大学	名誉教授
委員	望月	正人	大阪大学	大学院工学研究科 マテリアル生
				産科学専攻 教授
委員	横倉	尚	武蔵大学	名誉教授
委員	吉川	榮和	京都大学	名誉教授
委員	小溝	裕一	大阪大学	名誉教授
委員	今井	澄江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の	理事
			会連絡会	在 #
委員	大河内	う 美保	主婦連合会	参与
委員	松木	隆典	電気事業連合会	立地電源環境部部長
委員	伏見	保則	東京電力ホールディングス株式会社	常務執行役
委員	川北	浩司	中部電力パワーグリッド株式会社	フェロー (電力技術)
委員	西田	篤史	関西電力送配電株式会社	常務執行役員
委員	中澤	孝彦	電源開発株式会社	水力発電部 部長
委員	栗田	智久	一般社団法人日本電機工業会	技術戦略推進部長
委員	郡司	勉	一般社団法人日本電線工業会	技術部長
委員	阿部	達也	一般社団法人日本配線システム工業会	専務理事
委員	本多	隆	電気保安協会全国連絡会	事務局長
委員	芳賀	潤一	全国電気管理技術者協会連合会	専務理事
委員	太田	良治	一般社団法人日本電設工業協会	副会長
委員	松橋	幸雄	全日本電気工事業工業組合連合会	常任理事
委員	清水	誠	一般社団法人日本電力ケーブル接続技	専務理事
			術協会	
委員	本吉	高行	一般社団法人電気学会	専務理事
委員	中村	泰造	一般社団法人日本機械学会	発電用設備規格担当
委員	奥村	智之	一般社団法人日本電気協会	技術部長
委員	森田	潔	一般社団法人電気設備学会	専務理事
委員	友澤	靖嗣	一般社団法人日本ガス協会	エネルギーシステム企画グループ
				副部長
委員	増川	浩章	一般社団法人火力原子力発電技術協会	専務理事

区分	委員名	勤務先	所属
委員	爾見 豊	一般財団法人発電設備技術検査協会	常務理事
委員	大岡 紀一	一般社団法人日本非破壊検査協会	顧問
委員	稲本 拓弥	一般社団法人日本溶接協会	事業部
委員	小井澤 和明	一般社団法人電力土木技術協会	副会長 兼 専務理事
委員	木田 洋祐	一般社団法人日本風力発電協会	技術第二部長
委員	亀田 正明	一般社団法人太陽光発電協会	技術部長
委員	大谷 将司	大口自家発電施設者懇話会	常務理事
委員	北林 雅之	一般社団法人日本内燃力発電設備協会	技術部 担当部長
委員	手塚 政俊	日本電気計器検定所	検定管理部 部長
委員	小池 浩輝	一般財団法人電気工事技術講習センタ	業務部長
顧問	日髙 邦彦	東京電機大学	工学部 電気電子工学科 客員教授
顧問	横山 明彦	東京大学	名誉教授

添付資料

日電協 2024 技調第 62 号 令和 6 年 11 月 27 日

日本電気技術規格委員会 委員長 大崎 博之 殿

電気設備技術基準関連規格等調査委員会 委員長 若尾 真治

電気設備の技術基準の解釈に関連付ける規格の評価のお願いについて

拝啓時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本電気協会では経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」(以下、「委託事業」という。)において、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」を設置し、電気設備の技術基準の解釈(以下、「電技解釈」という。)が引用している規格を調査し、最新規格への更新について妥当性の確認を行いました。

また、委託仕様書において、解釈への引用の妥当性が確認できた規格については、日本電気技術規格委員会(以下、「JESC」という。)へ、電気設備の技術基準の省令(以下、「電技省令」という。)との適合性確認について評価を要請することとされています。つきましては、日本電気技術規格委員会規約 第2条の規定に基づき、電技省令との適合性の評価を実施いただきますようお願いいたします。

敬具

添付資料

- 1. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会の審議に係わる説明
- 2. 令和6年度 産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)委託仕様書
- 3. 令和6年度 電気設備技術基準関連規格等調査の事業計画について
- 4. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会名簿
- 5. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会による要請内容及び確認結果について

電気設備技術基準関連規格調査委員会の審議に係わる説明

電気設備技術基準関連規格等調査委員会

件 名	・電気設備の技術基準の解釈に関連付ける規格の評価のお願いについて
①案件の要望者	・電気設備技術基準関連規格等調査委員会
②委員会の承認日	・第2回 電気設備技術基準関連規格等調査委員会 (令和6年11月20日承認)
③委員会における議 決の状況	·全員賛成(委員総数 13 名、2 名欠席)
④委員会で提出された主な意見及びその意見への対応概要	・なし
⑤関係技術基準等へ の適合性に関する 説明	・日本電気協会は、令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)を受託。 それに伴い、電気設備技術基準関連規格等調査委員会を設置し、電技解釈が引用している規格を調査し、最新規格への更新について妥当性確認を行った。
⑥制定・改定等に係 る意見公募の結果 及びその意見への 対応概要	・電気設備技術基準関連規格等調査委員会においては, 意見公 募をしていない
⑦定期的改定に関す る事項	・ 5 年周期で改定状況を確認(国の規格等調査事業による)
⑧審議記録の保存に 関する事項	· 5 年間以上保管
⑨技術的な事項の問 合わせへの対応	 ・当該規格の内容に関する問合せについては、日本規格協会または、原案作成団体 ・電技への適合性に関する問合せについては、以下の通り a. 令和6年度委託事業期間中は、電気設備技術基準関連規格等調査委員会 b. 令和6年度委託事業終了後は、経済産業省電力安全課
⑩その他,特記事項	・特になし。

仕様書

1. 事業名

令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調查)

2. 事業目的

「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「省令」という。)に規定する技術的要件に関して、その内容を具体的に示した「電気設備の技術基準の解釈」(以下「電技解釈」という。)を定めているが、省令に定める要件を満たすべき技術的内容はこの解釈の規定に限定されるものではない。省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈に記載のないものであっても省令に適合するものと判断されるものであるが、解釈は事業者に頻繁に参照されるものである。

一方、WTO/TBT 協定により、規格による不必要な貿易障害が起こらないよう、各国の規制等で用いられている規格を国際規格に整合化していくことが求められている。国は、公共の安全確保の観点から、省令と、電技解釈について、電気分野における国際規格である「IEC (International Electrotechnical Commission: 国際電気標準会議)規格」との整合化を図る必要がある。

本事業は、電技解釈で引用している規格のうち改正が行われたものについて、当該規格を引き続き引用することの妥当性についての調査を行う。また、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 (20130605 商局第3号) の規定を引用していた箇所について、当該引用先が JIS 化されることに伴い、必要な電技解釈の改正内容を検討する。さらに、省令で定める保安水準を確保しうる範囲内で電気設備に関わる審査基準として、IEC 規格を電技解釈に取り入れ、運用するための課題を検討することを目的とする。

3. 事業内容及び実施方法

(1) 規格等の調査

a. 規格の妥当性調査

規格を引用している電技解釈について、改正後の規格の技術的内容を確認し、引き続き電技解 釈に引用することの妥当性について調査する。

調査結果を踏まえて引用することが妥当であると判断される場合、必要に応じて電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第16回電力安全小委員会(平成30年3月12日)で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関(「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて(内規)」(20200702 保局第2号 令和2年7月17日)に定める要件への適合性が国により確認され、公表された機関をいう。)が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。

調査(引用妥当性・引用が妥当である場合の見直し文案・民間規格評価機関への確認要請)の 対象とする規格は、以下の表に示す現行の電技解釈に引用される規格の、改正後の規格とする。

規格番号・規格名	電技解	引用妥	引用が妥当で	民間規格評価機
	釈条文	当性	ある場合の見	関への確認要請
			直し文案	
JIS C 8918(2013)	第16条			
結晶系太陽電池モジュール				
JIS C 8939(2013)				
薄膜太陽電池モジュール				
JIS C 8308(1988)	第 150 条	\cap		
カバー付きナイフスイッチ				
JIS C 61558-2-6 (2012)	第 183 条			
入力電圧 1100V 以下の変圧器、リアク				
トル、電源装置及びこれに類する装置				
の安全性				

〇:検討対象 -:検討対象外

b. 電気用品の技術基準改正に伴う調査

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の規定を引用している箇所について、当該引用先と同様の内容が JIS 化される改正が予定されている。これに伴い、電技解釈で引用されている内容と同様の規定がされた JIS 規格等について調査し、調査結果に応じて、電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載する形態に加え、第 16 回電力安全小委員会(平成 30 年 3 月 12 日)で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。 調査の対象となる電技解釈の条文は以下の通りである。

	電技解釈条文	
第5条	第2項第二号イ、第4項第二号イ	別表第一附表第十四
	第 2 項第三号	別表第一附表第二十五
第6条	第2項第二号口(イ)	別表第一附表第十四
第8条	第1項第四号イ、第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四
	第1項第五号ハ、第2項第六号ハ	別表第一1 (7)
第9条	第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四
第10条	第3項第二号イ・第四号イ、第6項第二号二(ロ)	別表第一附表第十四

	第4項第四号イ	別表第一附表第十四1		
		(1) の図1		
第 55 条	第 3 項第一号	別表第一附表第十四1		
		(1) の図		
第 65 条	第3項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四		
第 120 条	第3項第二号イ(イ)(2)、第5項第二号ロ	別表第一附表第二十一		
第 127 条	第3項第二号イ	別表第一附表第十四		
第 136 条	第4項第一号口	別表第一附表第二十一		
第 137 条	第5項第二号・第三号イ	別表第一附表第十四		
第 181 条	第3項第二号、第4項第二号・第三号イ	別表第一附表第十四		
第 188 条	第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四		
第 190 条	第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四		
第 195 条	第1項第三号ロ(イ)・ハ(イ)、第4項第四号ロ(イ)・	別表第一附表第十四		
	ハ (イ)			
	第2項第二号	別表第一の第2項		
第 197 条	第2項第三号ロ (イ) (4)	別表第一附表第十四		

(2) IEC 規格の制改定への対応

電気使用場所の建築電気設備の施設について規定した IEC 60364 規格群については、既に電技解 釈第 218 条に取り入れられているが、以降、IEC 60364 規格の改定及び新たな規格の制定が逐次行 われている。

これらの改定又は制定された IEC 規格について、電技解釈への取入れの可否を検討する。また、取入れ可となった IEC 規格については、適用に当たっての課題や制限事項、留意事項等の検討を行った上で、電技解釈への取入案の策定と共に、取入案に対する逐条解説を作成する。具体的には、以下に示す規格を検討対象とする。

• IEC 60364-4-43 Ed. 4. 0 (2023)

• IEC 60364-7-716 Ed. 1. 0 (2023)

また、設置者の理解を容易ならしめるため、既に電技解釈第 218 条に取り込まれている IEC 規格の対応 JIS 化が 2024 年度に行われる予定であるものについて、IEC (英語で規定) から JIS (日本語で規定) への置き換えの可否の検討を実施する。

- \bullet IEC 60364-7-701 \rightarrow JIS C 0364-7-701 \bullet IEC 60364-7-704 \rightarrow JIS C 0364-7-704
- IEC 60364-7-711 → JIS C 0364-7-711
- IEC $60364-7-712 \rightarrow JIS C 0364-7-712$

加えて、電技解釈第 219 条に取り込まれている IEC 61936-1 について、電技解釈の解説に反映するため、最新版の解説を作成する。

(3) 検討方法

事業内容ごとに、学識経験者(電気工学、機械工学等を専攻とする大学教授等)及び産業界等 (電気事業者、メーカー等) から選定した委員により構成される委員会を設置して検討を行う。な お、委員の選定に当たっては、電力安全課と事前に協議すること。

(事業内容ごとの委員会の構成)

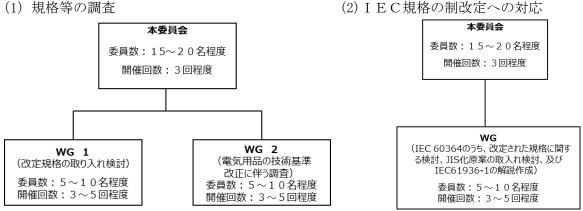
·委員会(3回程度開催)

委員:学識経験者10~15名程度、うち産業界等から選定した委員5名程度 委員会の下に必要な作業会を設ける。

・作業会(WG)(各3~5回程度開催)

委員:学識経験者、産業界等から選定した委員5~10名程度

(実施体制図例)



(4) 調査報告書の作成

上記(1)~(3)の調査結果を踏まえ、調査報告書を作成すること。

4. 事業期間

委託契約締結日~令和7年3月7日(金)

5. 納品物

- ・事業報告書電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 1 式
- ▶ 事業報告書及び事業報告書概要、統計データ調査で得られた元データ、委託事業報告書公表用 書誌情報(様式1)、二次利用未承諾リスト(様式2)を納入すること。
- ➤ 事業報告書は原則 Microsoft Word で、事業報告書概要は原則 Microsoft Power Point で作成す ること。
- ▶ 事業報告書及び事業報告書概要については、PDF 形式に加え、機械判読可能な形式のファイル を、ISO 9660 形式にフォーマットされた CD-R 又は DVD-R に格納すること。また、納入物品で ある CD-R 又は DVD-R の表面には、件名及び納入年月日を明記したラベルを貼り付けること。
- ▶ 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に

図表・グラフに係るデータ(以下「EXCEL 等データ」という。) については、EXCEL 形式等により 納入すること。

なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

- ・事業報告書電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 2式 (公表用)
 - ▶ 事業報告書及び様式2(該当がある場合のみ)を一つのPDFファイル(透明テキスト付)に統合したもの並びに公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データを納入すること。
 - ▶ セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
 - ▶ 事業報告書は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、次の事項を全て満たすこと。
 - ① 事前に当該権利保有者の了承を得ること。
 - ② 報告書内に出典を明記すること。
 - ③ 当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。
 - ▶ 前項において、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記記載の様式2に当該箇所を 記述し、提出すること。
 - ➤ 公開可能かつ二次利用可能な EXCEL 等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに 格納した上で納入すること。
 - ◆ 各データのファイル名については、事業報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆ EXCEL 等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外 の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとすること。
- ※事業報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式 1・様式 2 のダウンロードは、下記 URL から行うこと。

https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html

6. 納入場所

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課(本館9階西1)

7. 情報管理体制

(1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図)」及び「情報取扱者名簿」(氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの)様式1を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること(住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。)。なお、情報取扱者名簿

は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

8. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い(返却・削除等)については、担当職員の指示に 従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

10. その他

本事業の実施に当たり仕様書に定める以外の事項などについては電力安全課の指示に従うこと。

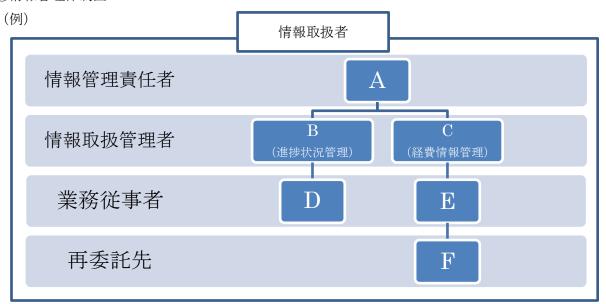
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

							パスポート
		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	番号及び国
							籍 (※4)
情報管理責	Α						
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(※3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4)日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

- 10 -

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

【情報セキュリティ関連事項の確保体制および遵守状況の報告】

1) 受注者(委託契約の場合には、受託者。以下同じ。)は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下 2)~17)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等(以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。)について、経済産業省(以下「当省」という。)の担当職員(以下「担当職員」という。)に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況(「情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書」(別紙))を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受注者が協議し不十分であると認めた場合、受注者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

【情報セキュリティ関連規程等の遵守】

- 2) 受注者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程(平成 18·03·22 シ第 1 号)」、「経済産業省情報 セキュリティ対策基準(平成 18·03·24 シ第 1 号)」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の ための統一基準群(令和 5 年度版)」(以下「規程等」と総称する。)を遵守すること。また、契約締結 時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 3) 受注者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

【情報セキュリティを確保するための体制】

- 4) 受注者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 5) 受注者は、本業務を再委託(業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。)する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、1)から17)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

【情報の取扱い】

- 6) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 7) 受注者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 8) 受注者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当職員に返却し、又は廃棄し、若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 9) 受注者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

【情報セキュリティに係る対策、教育、侵害時の対処】

- 10) 受注者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、 サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約 期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施するこ と。
- 11) 受注者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合の対処 方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがあるこ とを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と 協議の上、その指示に従うこと。

【クラウドサービス】

12) 受注者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、2)に掲げる規程等で定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。

- 13) 受注者は、本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達することを原則とすること。
- 14) 受注者は、前2項におけるクラウドサービスの利用の際は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できることを確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その利用状況を管理すること。

【セキュアな情報システム(外部公開ウェブサイトを含む)の構築・運用】

- 15) 受注者は、情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。)の調達を含む場合には、その製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施すること。
- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその 実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。 また、以下を含む対策を行うこと。
- (a) 不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成すること。
- (b) 不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義ファイルが常に最新の状態となるように構成すること。
- (c) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
- (d) 不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたスキャンを実施するように構成すること。
- (e) EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置(エンドポイント)の活動を監視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導入を検討すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。 また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引き継がれる項目に、 情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

- ⑤サポート期限が切れた、又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
- ⑥受注者自身(再委託先を含む。)が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。
- ⑦ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。
- ⑧外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施すること。
 - ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
 - ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発行された電子証明書を用いること。

⑨電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

【アプリケーション・コンテンツの情報セキュリティ対策】

- 16) 受注者は、アプリケーション・コンテンツ (アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。) の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。
- ①提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
- (a) アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
- (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラム コードが含まれていないことを確認すること。

- (c) 提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ②提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- ③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。
- 17) 受注者は、外部に公開するウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

令和 年 月 日

経済産業省〇〇〇課長 殿

住 所名 称代表者氏名

情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書

情報セキュリティに関する事項1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日	
契約件名	

2. 報告事項

項目	確認事項	実施状況			
情報セキュリティ	本業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリ				
に関する事項	ティ対策のための統一基準」(令和5年度版)、「経済産業省情報セキュリティ管理規				
2)	程」(平成18・03・22シ第1号)及び「経済産業省情報セキュリティ対策基準」				
	(平成18・03・24シ第1号)(以下「規程等」と総称する。)に基づく、情報セキ				
	ュリティ対策を講じる。				
情報セキュリティ	経済産業省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する				
に関する事項	情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れると				
3)	ともに、指摘事項への対応を行う。				
情報セキュリティ	本業務に従事する者を限定する。また、受注者の資本関係・役員の情報、本業務の実施				
に関する事項	場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績				
4)	等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示する。なお、本業務の実施期間中に				
	従事者を変更等する場合には、事前にこれらの情報を担当職員に再提示する。				
情報セキュリティ	本業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して情報セ				
に関する事項	キュリティに関する事項1)から17)までの規定に基づく情報セキュリティ対策が十				
5)	分に確保される措置を講じる。				

情報セキュリティ	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を
に関する事項	含む。) の取扱いには十分注意を払い、経済産業省内に複製が可能な電子計算機等の機
6)	器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に経済産業省の担当職員(以下「担
	当職員」という。)の許可を得る。
	なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、
	持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明す
	వ _ం
情報セキュリティ	本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の
に関する事項	許可なく経済産業省外で複製しない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算
7)	機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明する。
情報セキュリティ	本業務を終了又は契約解除する場合には、受注者において本業務遂行中に得た本業務に
に関する事項	関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当職員
8)	に返却し、又は廃棄し、若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受ける。
情報セキュリティ	契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た経済産業省の業務上の
に関する事項	内容について、他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
9)	なお、経済産業省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該
	情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した
	上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供する。
情報セキュリティ	本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、
に関する事項	サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じる
10)	とともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわ
	る従事者に対し実施する。
情報セキュリティ	本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処
に関する事項	方法について担当職員に提示する。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれ
1 1)	があることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対
	処等について担当職員と協議の上、その指示に従う。
情報セキュリティ	本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、定
に関する事項	型約款や利用規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービスを利用する場合
1 2)	には、これらのサービスで要機密情報を取り扱ってはならず、「情報セキュリティに関
	する事項2)」に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守する。
情報セキュリティ	本業務を実施するに当たり、利用において要機密情報を取り扱うものとしてクラウドサ
に関する事項	ービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」
1 3)	の ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリストから調達す
	ることを原則とすること。
情報セキュリティ	情報セキュリティに関する事項12)及び13)におけるクラウドサービスの利用の際
に関する事項	は、提供条件等から、利用に当たってのリスクの評価を行い、リスクが許容できること
1 4)	を確認して担当職員の利用承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供し、その
	利用状況を管理すること。
<u>. </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

に関する事項

15)

情報セキュリティ情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等 (電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハ ードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。)の調達を含む場合には、その 製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施する。

- 1)各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保 証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な 管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- 2)情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、 追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び 体制を整備していること。これらが妥当であることを証明するため書類を提出す ること。
- 3) 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラ ムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。ま た、以下を含む対策を行うこと。
 - ①不正プログラム対策ソフトウェア等が常に最新の状態となるように構成するこ
 - ②不正プログラム対策ソフトウェア等に定義ファイルを用いる場合、その定義フ ァイルが常に最新の状態となるように構成すること。
 - ③不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、システム管理 者が一括管理し、システム利用者に当該権限を付与しないこと。
 - ④不正プログラム対策ソフトウェア等を定期的に全てのファイルを対象としたス キャンを実施するように構成すること。
 - ⑤EDR ソフトウェア等を利用し、端末やサーバ装置(エンドポイント)の活動を監 視し、感染したおそれのある装置を早期にネットワークから切り離す機能の導 入を検討すること。
- 4)情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やか に報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際 等、他の事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含 めること。
- 5) サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、 サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わないこと、及びその利用を前 提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台 帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱 性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆 弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
- 6) 受注者自身(再委託先を含む。) が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、 OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正

プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実 施すること。

- 7) ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステム等の当省外向けシステム を構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメ イン名「.go.jp」を使用すること。
- 8) 外部に公開するウェブサイトを構築又は運用する場合には、以下の対策を実施する こと。
 - ・サービス開始前および、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検 査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策 を実施すること。
 - ・インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェ ブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実 施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。
 - ・必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必 要とすることなく、その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発 行された電子証明書を用いること。
- 9) 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなり すましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

に関する事項 16)

情報セキュリティアプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の |総称をいう。以下同じ。) の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水| 準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行う。

- 1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、 そのために以下を含む対策を行うこと。
 - ①アプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウ ェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認す ること。
 - ②アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕 様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
 - ③提供するアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等の サーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていない ことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- (2)提供するアプリケーション・コンテンツが脆弱性を含まないこと。
- 3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プ ログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- 4) 電子証明書を用いた署名等、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等が なく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケー ション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用

- いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基 盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- 5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョン のOS、ソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下さ せる設定変更をOS、ソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプ リケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- 6) 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関 する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーシ ョン・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要が あって当該機能をアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外への アクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェ ブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他 の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、 サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシー ポリシー等を当該アプリケーション・コンテンツに掲載すること。

に関する事項 17)

情報セキュリティ外部公開ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独 立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下 「作り方」という。)に従う。また、ウェブアプリケーションの構築又は改修時におい てはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合 や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェ ブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施する。 併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチ エックリストを担当職員に提出する。

> なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合には、その指示 に従う。

記載要領

- 1. 「実施状況」は、情報セキュリティに関する事項2) から17) までに規定した事項について、情報セキュリティに関 する事項1)に基づき提出した確認書類で示された遵守の方法の実施状況をチェックするものであり、「実施」、「未 実施」又は「該当なし」のいずれか一つを記載すること。「未実施」又は「該当なし」と記載した項目については、別 葉にて理由も報告すること。
- 2. 上記に記載のない項目を追加することは妨げないが、事前に経済産業省と相談すること。

(この報告書の提出時期:定期的(契約期間における半期を目処(複数年の契約においては年1回以上))。)

令和6年度 電気設備技術基準関連規格等調査の事業計画について

令和6年8月7日日本電気協会電気設備技術基準関連規格等調査委員会事務局

1. 目的(仕様書を踏まえた記載:本事業に関連する記載のみ)

令和6年度の電気設備技術基準関連規格等調査事業は、①「電気設備の技術基準の解釈」(以下「電技解釈」という。)に引用されている規格等の調査、②IEC 60364 規格群の制改定への対応の2つの事業から構成されているが、本委員会では①の規格等の調査について検討することを目的とする。

「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「省令」という。)に規定する技術的要件に関して、その内容を具体的に示した電技解釈を定めているが、省令に定める要件を満たすべき技術的内容はこの解釈の規定に限定されるものではない。省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈に記載のないものであっても省令に適合するものと判断されるものであるが、解釈は事業者に頻繁に参照されるものである。

本事業は、電技解釈で引用している規格のうち改正が行われたものについて、当該規格を引き続き引用することの 妥当性についての調査を行う。

2. 事業の具体的内容(仕様書を踏まえた記載)

今年度に電気設備技術基準関連規格等調査委員会にて検討いただく事項は以下のとおり。

- (1) 規格の妥当性調査(継続)
- (2) 電気用品の技術基準改正に伴う調査(新規)

(1) 規格の妥当性調査

規格を引用している電技解釈について、<u>改正後の規格の技術的内容を確認し、引き続き電技解釈に引用する</u> ことの妥当性について調査する。

調査結果を踏まえて引用することが妥当であると判断される場合、<u>必要に応じて電技解釈条文の見直し案を検討</u>する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第 16 回電力安全小委員会(平成 30 年 3 月 12 日)で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、<u>民間規格評価機関</u>(「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準(電気設備に関するもの)への適合性確認のプロセスについて(内規)」(20200702 保局第 2 号令和 2 年 7 月 17 日)に定める要件への適合性が国により確認され、公表された機関をいう。)<u>が承認した規</u>格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。

調査(引用妥当性・引用する場合の見直し文案・規格名のみを記載する提案を行う場合の、民間規格評価機関への適合性確認)の対象とする規格は、以下に示す現行の電技解釈に記載の規格の、改正後の規格とする。

規格番号・規格名	電技解釈	引用	引用が妥当である	民間規格評価機
が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	条文	妥当性	場合の見直し文案	関への確認要請
JIS C 8918(2013)				
結晶系太陽電池モジュール	笠 16 夕			
JIS C 8939(2013)	第16条			
薄膜太陽電池モジュール				
JIS C 8308(1988)	第 150 条	0	0	0
カバー付きナイフスイッチ	第 150 余			
JIS C 61558-2-6(2012)				
入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電	第 183 条			
源装置及びこれに類する装置の安全性				

〇:検討対象 -:検討対象外

(2) 電気用品の技術基準改正に伴う調査

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の規定を引用している箇所について、当該引用先と同様の内容が JIS 化される改正が予定されている。これに伴い、電技解釈で引用されている内容と同様の規定がされた JIS 規格等について調査し、調査結果に応じて、電技解釈条文の見直し案を検討する。 具体的には、規格名と規格番号を直接記載する形態に加え、第 16 回電力安全小委員会(平成 30 年 3 月 12 日)で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

また、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受けるものとする。

調査の対象となる電技解釈の条文は以下の通りである。

	電技解釈条文	引用元
第5条	第 2 項第二号イ、第 4 項第二号イ	別表第一附表第十四
	第 2 項第三号	別表第一附表第二十五
第6条	第2項第二号口(イ)	別表第一附表第十四
第8条	第1項第四号イ、	別表第一附表第十四
	第 2 項第二号イ·第四号イ	
	第1項第五号八、第2項第六号八	別表第一1(7)
第9条	第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四
第10条	第 3 項第二号イ・第四号イ、	別表第一附表第十四
	第6項第二号二(□)	
	第 4 項第四号イ	別表第一附表第十四1(1)の図1
第55条	第3項第一号	別表第一附表第十四1(1)の図
第65条	第 3 項第二号イ·第三号イ	別表第一附表第十四
第120条	第 3 項第二号イ(イ)(2)	別表第一附表第二十一
第125条	第5項第二号□	別表第一附表第二十一
第127条	第 3 項第二号イ	別表第一附表第十四
第136条	第4項第一号□	別表第一附表第二十一

第137条	第 5 項第二号·第三号イ	別表第一附表第十四
第 181 条	第 3 項第二号	別表第一附表第十四
	第4項第二号·第三号イ	
第188条	第2項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四
第190条	第 2 項第二号イ・第三号イ	別表第一附表第十四
第 195 条	第1項第三号□(イ)・ハ(イ)、	別表第一附表第十四
	第4項第四号□(イ)・ハ(イ)	
	第 2 項第二号	別表第一の第2項
第197条	第 2 項第三号ロ(イ)(4)	別表第一附表第十四

3. 事業実施方法

事業内容毎に、学識経験者(電気工学、機械工学等を専攻とする大学教授等)及び産業界等(電気事業者、メーカー等)から選定した委員により構成される委員会を設置して検討を行う。なお、委員の選定に当たっては、電力安全課と事前に協議すること。

(事業内容毎の委員会の構成)

·委員会(3回程度開催)

委員:学識経験者 10~15 名程度、産業界等から選定した委員 5 名程度 委員会の下に必要な作業会を設ける。

·作業会(WG)(各 2~5 回程度開催)

委員:学識経験者、産業界等から選定した委員 5~10 名程度

(以上、仕様書を踏まえた記載)

(1)調査内容を検討する委員会の設置

具体的な委員会等の構成を次のようにする。

- a. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会(本委員会)
 - ・ 学識経験者及び専門家で構成する。事務局から1名が委員として参加する。
 - ・ 本事業の調査項目について、作業会の調査・検討結果を踏まえて審議・評価等を行う。
 - ・ 必要に応じて委員又は専門家を追加する。

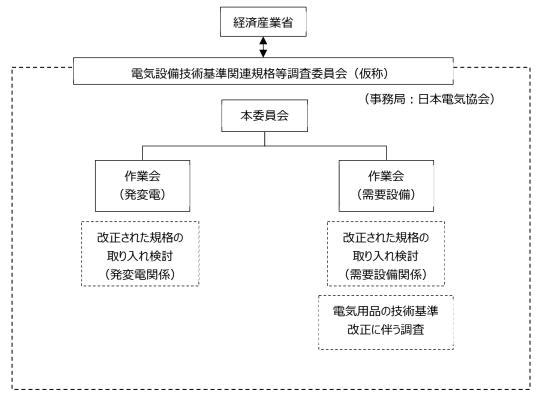
b. 作業会

- ・ 本事業の調査項目について、具体的な調査・検討を行う。
- ・ 作業会は、「電気設備の技術基準」に関係する専門家で構成する。
- ・ 必要に応じて専門家を追加する。

c. 事務局

・ 一般社団法人 日本電気協会を事務局とする。

d. 検討体制



- (注1) 各体制における具体的な委員選出は、関係団体との調整により決定予定。
- (注2) 点線は、作業分担予定であるが、その他必要に応じ対応する。

(2)調査の進め方

a. 規格の妥当性調査

調査の対象とする規格及び解釈の条文について、最新・移行先の規格(以下「新規格」という)の内容を確認し、その位置付けを分類(規定内容が改正以前と同等以上、規定内容が簡素化、廃止など)した後、新規格を引用することの妥当性を調査する。そのままでは引用できない場合、引用を継続するための方策についても検討する。

新規格の引用が可能な場合は、電技解釈条文の見直し案を検討する。具体的には、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の条文に加え、第16回電力安全小委員会(平成30年3月12日)で示された技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定される場合は、民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、 当該規格の省令への適合性確認要請を行い、評価を受ける。

新規格が大幅に改正されているなど、引用することができないと考えられる場合は、可能な範囲において解決策の検討を行う。

(a) 調査対象 JIS 規格及び電技解釈条文

具体的な調査対象規格及び電技解釈条文については表1のとおり。作業会の担当規格数は、発変電作業会2件及び需要設備作業会2件とする。

需要

需要

0

0

2024

2024

引用が妥当 担当 条 引用規格 引用規格 最新年 である場合の 作業会 見直し文案 JIS C 8918 結晶系太陽電池モジュール 16 2023 0 発変電 (2013)16 JIS C 8939 薄膜太陽電池モジュール 2023 0 発変電 (2013)150 JIS C 8308 カバー付きナイフスイッチ 廃止 (1988)JIS C 8201-3 低圧開閉装置及び制御装置

一第3部:開閉器,断路

ズ組みユニット

器, 断路用開閉器及びヒュー

入力電圧 1100V 以下の変

圧器、リアクトル、電源装置及

びこれに類する装置の安全性

表1 調査対象規格及び電技解釈条文

ただし、2024年8月7日現在で、JIS C 8201-3の最新版は、経済産業省 HP で改正が公開されていないため、8月末時点で公開されない場合は、検討時間不足として、今年度の事業の検討対象外とする。

(b) 実施方法

183

ア. 改正点の明確化

(2024)

(2012)

JIS C 61558-2-6

旧規格と新規格を比較し、改正点を明確化する。

イ. 妥当性の検討

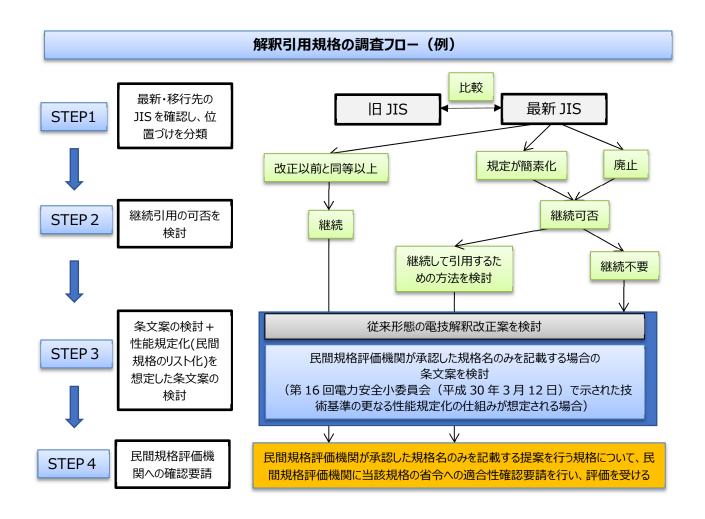
上記を基に、当該条文の規定の趣旨などを踏まえ、引き続き新規格を引用することの妥当性を検討する。

ウ. 改正案の検討

新規格の引用が可能な場合は、規格名と規格番号を直接記載していた従来の形態の電技解釈条文の 見直し案を検討する。技術基準の更なる性能規定化の仕組みの活用が想定され場合は、民間規格評価 機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成する。

エ. 民間規格評価機関への省令適合性確認要請

民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する提案を行う規格については、民間規格評価機関に対し、当該規格の省令への適合性確認要請を行ったうえ評価を受ける。



<参考:電技解釈改正案(過年度事業調査報告書より抜粋)>

第46条:太陽電池発電所等の電線等の施設(JIS 最新規格有)

第4項八

改正前

日本産業規格 JIS C 3667 (2008) 「定格電圧 1kV~30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 – 定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合するものであること。

改正案(最新・移行先の規格を反映)

日本産業規格 JIS C 3667 (2021) 「定格電圧 1kV~30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 - 定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合するものであること。

改正案(日本電気技術規格委員会への提案)

民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「定格電圧 1kV~30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品 – 定格電圧 0.6/1kV のケーブル」の「適用」の欄に規定する方法により試験を行ったとき、次に適合するものであること。

日本電気技術規格委員会ホームページの「国の電気設備の技術基準の解釈へ関連付けもしくは直接引用された規格のリスト」より一部抜粋

(2022年4月1日 現在)

UZFA.						
電技解釈	規格番号	規格名	適用			
第9条第4項第四号	JIS H 3300(2018)	銅及び銅合金の継目無管	・「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、 C 1201又はC 1220であること。			
第15条第1項第四 号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.1 特別高圧の電路 の絶縁耐力の確認方法」に よること。			
第16条第1項第二号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.2 変圧器の電路の 絶縁耐力の確認方法」によ ること。			
第16条第6項第三号	JESC E7001(2021)	電路の絶縁耐力の確認方法	・「3.3 器具等の電路の 絶縁耐力の確認方法」によ ること。			
第18条第1項第四号	JIS T 1022(2018)	病院電気設備の安全基準	・「病院電気設備の安全基準」に規定する「附属書A (参考)建築構造体の接地 抵抗の計算」によること。			

第150条:配線器具の施設(JIS廃止)

第2項第三号

改正前

完成品は、日本産業規格 JIS C 8308 (1988) 「カバー付きナイフスイッチ」の「3.1 温度上昇」、「3.6 短絡遮断」、「3.7 耐熱」及び「3.9 カバーの強度」に適合するものであること。

改正案

変更不要(新 JIS 発刊後、新 JIS を引用した場合には、引用先の規格番号、規格名称及び引用箇条番号の変更を要する。)

検討結果概要:

電技解釈の解説において、

「(略)。また、需要が減少していることなどの理由により平成 17 年に廃止されている。しかしながら、同規格に基づく製品が現在も製造され、かつ、使用されているなど、実情を勘案して引用を継続することとした。」とされていることから、廃止 JIS の継続引用可能と判断した。

また、当該 JIS 中の電技解釈が引用している内容(低圧用非包装ヒューズを使用した装置の要求性能・試験方法)を JIS C 8201-3 の附属書 JA として改めて規定する検討が行われている(2022 年度審議、2023 年改正を予定)ことから、新 JIS 発刊後の内容確認により問題がなければ、引用先を『新 JIS』に変更することで、引用規格の閲覧性に関する問題点が解消するものと考えられる。

b. 電気用品の技術基準改正に伴う調査

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(以下「用品解釈」という。)の別表第一【電線および電気温床線】については、JIS C 3010(2019)「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」に集約されている。

改正に向けた調査としては、「a. 規格の妥当性調査」と同様の手法により、用品解釈改正前の別表第一における規定事項と、改正後に引用する JIS 規格における規定事項について調査を行い、電技解釈条文の見直し案の検討および民間規格評価機関が承認した規格名のみを記載する場合の条文案も作成し、提案を行う。

電技解釈第5条第2項第二号イを例とすれば、

- 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、5-2 表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第3号)別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

とされている現行条文の記載を、

- 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、5-2 表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、**日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 CF」**に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。
- 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、5-2 表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した規格である「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「適用」の欄に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

という内容に改正することを検討する。(上:条文の見直し案、下、リスト化案)

なお、用品解釈から引用の記載をはじめる条文とする場合、以下の記載案が考えられるが、煩雑かつリスト化に 至らない可能性(電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈は民間規格ではないため)があることから、見 直し案とはしない方向で検討する。

- 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
 - イ 材料は、5-2 表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第3号)別表第十二の基準番号 J71001(2019) に引用される日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 CF」に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

ただし、電技解釈が引用していた別表第一については、①特定の試験方法のみを引用するもの、②特定の試験方法における図のみを引用するもの、③特定の用品全体を引用するもの(電線のうちキャブタイヤケーブル及び電気温床線)の3パターンに分類されるが、改正後において、用品解釈を引用していた旨を残した方が良いと考えられる場合には、電技解釈の解説にてフォローできるよう、解説文の見直しを検討する。

なお、別表第一および別表第十二は、以下のとおり記載されている。

別表第一 電線および電気温床線

別表第十二に掲げる基準のうち電線および電気温床線に該当する基準を適用するものとする。

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

表1. 電気安全に関する基準

	基準					
基準番号	表題	本文※				
J60065(2019)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器-安全性要求事項	JIS C 6065:2016+追補	International Electrotechnical Comm			
	(追補1)	1(2019)	ission 規格(以下「IEC」という。)			
			60065(2014)Corrigendum1/2 に対応			
J60127-1(H28)	ミニチュアヒューズー	JIS C 6575-1:2009+追	IEC 60127-1(2006), Amendment(以			
	第1部:ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒュー	補 1 (2013)+追補	下「Amd. 」という。) No.1(2011),			
	ズリンクに対する通則	2(2016)	Amd.No.2(2015)に対応			

(中略)

			İ
J71001(2019)	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	JIS C 3010:2019	
J73001-1(H27)	配線用ヒューズ通則	JIS C 8352:2015	
J73001-2-1(H29)	配線用つめ付きヒューズ	JIS C 8313:2016	

(後略)

別表第十二を引用先としても、当該規格(JIS C 3010:2019)のどこを参照すれば良いか指定する必要があり、結局は JIS 規格の当該項まで指定する条文が必要となる。(電技解釈は引用規格の一部を参照するのに対して、用品解釈が規定する製品は、当該民間規格の全てに準拠する必要があることから一部引用という記載は無い)

補足として、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈における改正フローは、電技解釈の改正フローと異なり、第三者機関(JESC 等)による省令への適合性評価を行い所管省庁へ解釈改正の要請を行う仕組みが構築されていない。そのため、本事業において、用品解釈の規定を引用している電技解釈の各条文の改正に関して検討を行うものである。

担当作業会:需要設備作業会

参考

・経産省 HP(電気用品安全法関連)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html

経産省 HP(電気用品安全法関連の改正履歴)

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act_history.html

4. 事業のスケジュール

本事業の履行期限は、令和7年3月7日(金)である。これを踏まえた全体の会議開催予定は、次表のとおり。

*** **				令和	6年			Í	合和 7年	F
事 :	事業内容		8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
禾吕	本委員会		•			•			▼	
委員会他	作業会※		•		•	•	•	•		
規格の妥当性調査			4			-				
民間規格評価機関への確認						+	→			
電気用品の技術基準改正 (こ伴う調査			•							
報告書								+	-	•

※ 2~5回の作業会を実施(各作業会)

以上

電気設備技術基準関連規格等調査委員会 本委員会 委員名簿

委員区分	氏名	所属団体	所属部署·役職	
委員長	若尾 真治	早稲田大学	理工学術院	教授
委員	大木 義路	早稲田大学	特任研究教授	
委員	熊田 亜紀子	東京大学	大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教	教授
委員	馬場 旬平	東京大学	大学院 新領域創成科学研究科 教	教授
委員	渡邉 信公	職業能力開発総合大学校	名誉教授	
委員	道下 幸志	静岡大学	学術院 工学領域 電気電子工学系列 教	教授
委員	大熊 武司	神奈川大学	名誉教授	
委員	原 亮一	北海道大学	大学院情報科学研究院	准教授
委員	西村 英孝	送配電網協議会	工務部	副部長
委員	栗田 智久	一般社団法人 日本電機工業会	技術戦略推進部長	
委員	郡司 勉	一般社団法人 日本電線工業会	技術部長	
委員	佐藤 辰哉	電気保安協会全国連絡会	技術部長	
委員	福島 周一	一般社団法人 日本電設工業協会	技術・安全委員会オブザーバー	
委員	吉岡 賢治	一般社団法人 日本電気協会	総括参事	

電気設備技術基準関連規格等調査委員会による要請内容及び確認結果について

電気設備技術基準関連規格等調査委員会 事務局

1. 要請内容

日本電気協会では、経済産業省の委託事業「令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業(電気設備技術基準関連規格等調査)」(以下、「委託事業」という。)において、「電気設備技術基準関連規格等調査委員会」を設置し、電気設備の技術基準の解釈(以下、「電技解釈」という。)が引用している規格を調査し、最新規格への更新について妥当性の確認を行いました。

電技解釈への引用の妥当性が確認できた規格について、電気設備の技術基準の省令(以下、「電技省令」という。)との適合性確認について評価を要請いたします。

2. 評価を要請する規格

今回、評価を要請する規格は、以下の4件となっています。

- ・JIS C 8918 (2023)「結晶系太陽電池モジュール」
- ・JIS C 8939 (2023)「薄膜太陽電池モジュール」
- ・JIS C 61558-2-6 (2024)「変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-第2-6部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」
- JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」

3. 電気設備技術基準関連規格等調査委員会における調査結果

令和6年11月20日に実施した第2回電気設備技術基準関連規格等調査委員会において、調査の結果、当該規格の電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断いたしました。

この結果を踏まえ、日本電気技術規格委員会にて当該規格の電技省令との適合性評価をお願いいたします。

4. 関連資料

別紙1 電気設備の技術基準の解釈に引用されている規格に関する調査検討票

別紙2 電技解釈における規格引用の区分の考え方

以上

1.	引用規格	JIS C 8918 (2013) 「結晶系太陽電池モジュール」
2.	新規格	JIS C 8918 (2023) 「結晶系太陽電池モジュール」
3.	規格引用電技解釈 条文	電技解釈第 16 条【機械器具等の電路の絶縁性能】第 5 項第二号
4.	解釈における記述	5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一 最大使用電圧の 1.5 倍の直流電圧又は 1 倍の交流電圧 (500V未満となる場合は、500V)を充電部分と大地との間に連続して 10 分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。 二 使用電圧が低圧の場合は、日本産業規格 JIS C 8918 (2013) 「結晶系太陽電池モジュール」の「7.1 電気的性能」又は日本産業規格 JIS C 8939 (2013) 「薄膜太陽電池モジュール」の「7.1 電気的性能」に適合するものであるとともに、省令第 58条の規定に準ずるものであること。
5.	改正・移行の経緯 と概要	JIS C 8918 (2013) において、太陽光発電システムを構成するモジュールの種類を削除したことにより、「性能」の項修正。
6.	引用規格と新規格の規格内容の比較	 ・ 引用規格の廃止および新規発行に合わせた見直し ・ 太陽電池モジュールの構造として規定していたモジュールの種類(最大システム電圧による区分、アレイの組立形態による区分)の削除 ・ 箇条6試験方法の参照先を、廃止された JIS C 8990 から JIS C 61215-2 に、同様に廃止された JIS C 8992-2 から JIS C 61730-2 に変更
7.	新規格の分類	D (規格の規定内容が同等) 今回の改正は、前回改正後の JIS C 8990「地上設置の結晶シリコン太陽電池 (PV) モジュールー設計適格性確認及び形式認証のための要求事項」および JIS C 8992-2「太陽電池モジュールの安全適格性確認一第 2 部:試験に関する要求事項」の廃止に伴い、規格体系の整合をとったものであるが、規定性能は同等である。以上のことから、電気的性能について変わるものではないことから、新 JIS に適合する製品は引用 JIS の規定を満たすものと考える。
8.	検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、新 JIS を引用することが可能と考えられる。
9.	電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え 方」に基づき,新 JIS を引用することが可能と考えられることから, 電技解釈文については引用 JIS を新 JIS に置換えするのみ。

1.	引用規格	JIS C 8939 (2013) 「薄膜太陽電池モジュール」
2.	新規格	JIS C 8939 (2023) 「薄膜太陽電池モジュール」
3.	規格引用電技解釈 条文	電技解釈第 16 条【機械器具等の電路の絶縁性能】第 5 項第二号
4.	解釈における記述	5 太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一 最大使用電圧の 1.5 倍の直流電圧又は 1 倍の交流電圧 (500V 未満となる場合は、500V)を充電部分と大地との間に連続して 10 分間加えたとき、これに耐える性能を有すること。 二 使用電圧が低圧の場合は、日本産業規格 JIS C 8918 (2013) 「結晶系太陽電池モジュール」の「7.1 電気的性能」又は 日本産業規格 JIS C 8939 (2013) 「薄膜太陽電池モジュール」の 「7.1 電気的性能」に適合するものであるとともに、省令第 58 条の規定に準ずるものであること。
5.	改正・移行の経緯 と概要	JIS C 8939 (2013) において、太陽光発電システムを構成するモジュールの種類を削除したことにより、「性能」の項修正。
6.	引用規格と新規格の規格内容の比較	 ・ 引用規格の廃止および新規発行に合わせた見直し ・ 太陽電池モジュールの構造として規定していたモジュールの種類(最大システム電圧による区分,アレイの組立形態による区分)の削除 ・ 箇条6試験方法の参照先を,廃止された JIS C 8991 から JIS C 61215-2 に,同様に廃止された JIS C 8992-2 から JIS C 61730-2 に変更
7.	新規格の分類	D (規格の規定内容が同等) 今回の改正は、前回改正後に制定された JIS C 61215規格群「地上設置の太陽電池 (PV) モジュールー 設計適格性確認及び型式認証」および JIS C8992規格群「太陽電池 (PV) モジュールの安全適格性確認」に伴い、規格体系の整合をとったものであるが、規定性能は同等である。 以上のことから、電気的性能について変わるものではないことから、新 JIS に適合する製品は引用 JIS の規定を満たすものと考える。
8.	検討結果	分類は D であり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき,新 JIS を引用することが可能と考えられる。
9.	電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類はDであり「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき,新 JIS を引用することが可能と考えられることから,電技解釈文については引用 JIS を新 JIS に置換えするのみ。

JIS C 61558-2-6 (2012) 「入力電圧 1100V以下の変圧器、リアク
トル、電源装置及びこれに類する装置の安全性」
JIS C 61558-2-6 (2024) 「変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性-第 2-6 部:一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」
電技解釈第 183 条【特別低電圧照明回路の施設】
第 183 条 (略) 2 特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。 一 電源装置は、次に適合するものであること。 イ 日本産業規格 JIS C 61558-2-6 (2012) 「入力電圧 1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は日本産業規格 JIS C 8147-2-2 (2011) 「ランプ制御装置 - 第 2-2 部:直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。 ロ 1次側の対地電圧は 300V以下、2次側の使用電圧は 24V以下であること。 へ 2次側電路の最大使用電流は、25A以下であること。 こ 2次側電路の最大使用電流は、25A以下であること。 こ 2次側電路の最大使用電流は、25A以下であること。 こ 2次側電路に短絡を生じた場合に自動的に当該電路を遮断する装置を設けること。ただし、定格 2 次短絡電流が、最大使用電流の値を超えるおそれがない場合にあっては、この限りでない。 屋内の乾燥し、かつ、展開した場所に施設すること。ただし、耐火性の外箱に収めたものである場合は、点検できる隠ぺい場所に施設することができる。 三 造営材に固定して施設すること。ただし、展開した場所に施設し、かつ、差込み接続器を介して屋内配線と接続する場合
は、この限りでない。 2008 年に IEC61558-2-6(1997)に対応した JISC61558-2-6 を制定し
2008年に IEC61338-2-6(1997)に対応じた JISC61338-2-6 を制定した。その後、IEC61558-2-6(2009)発行されたため、2012年に JIS C 61558-2-6の改定を行った。主な改定内容は以下のとおり。 ・国際規格の名称改訂に合わせ規格の名称を変更 ・感電保護に関する構造要求にクラス 0 I 変圧器に関する規定を追加
2021 年に第 3 版として発行された 対応国際規格 (IEC 61558-2-6)を踏まえ、JIS C 61558-2-6 (2024)として発刊された。主な改定内容は以下のとおり。 ・規格名称について対応国際規格に合わせ見直しを行った。 ・変圧器の種類を表す図記号 (箇条 8)について、リニア電源装置の図記号を追加した。 ・構造 (箇条 19) について、旧規格で規定していた構造に関する規定は、JIS C 61558-1 (通則)に集約されたため、JIS C 61558-1を引用するように変更した。

7.	新規格の分類	D: 引用されている規格が改正されており, 新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。
8.	検討結果	分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引用先を新 JIS に修正する。
9.	電技解釈文の見直 し要否	「要」 ※解説に当該 JIS の記載はない

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一
		○附表第十四(引張強さおよび伸びの試験)
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 CF (規定) 引張強度及び伸び
3.	規格引用電技解釈 条文	第 5 条 【絶縁電線】 第 2 項第二号イ、第 4 項第二号イ
		第6条【多心型電線】 第2項第二号ロ (イ)
		第8条【キャブタイヤケーブル】 第1項第四号イ、第2項第二号イ・第四号イ
		第9条【低圧ケーブル】 第2項第二号イ・第三号イ
		第10条【高圧ケーブル】 第3項第二号イ・第四号イ、第6項第二号二(ロ)
		第 65 条【低高圧架空電線路に使用する電線】 第 3 項第二号イ・第三号イ
		第 127 条【水上電線路及び水底電線路の施設】 第 3 項第二号イ
		第 137 条【添架通信線及びこれに直接接続する通信線の施設】 第 5 項第二号・第三号イ
		第 181 条【小勢力回路の施設】 第 3 項第二号、第 4 項第二号・第三号イ
		第 188 条【滑走路灯等の配線の施設】 第 2 項第二号イ・第三号イ
		第 190 条【アーク溶接装置の施設】 第 2 項第二号イ・第三号イ
		第 195 条【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】
		第1項第三号ロ(イ)・ハ(イ)、第4項第四号ロ(イ)・ハ(イ) 第197条【パイプライン等の電熱装置の施設】
	47 July - 1 7 - 1 4	第 2 項第三号口(イ)(4)
4.	解釈における記述	【絶縁電線】 (省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項) 第5条
		(略)
		2 第1項各号に規定する性能を満足する、600Vビニル絶縁電線、600V ポリエチレン絶縁電線、600Vふっ素樹脂絶縁電線、600Vゴム絶縁電
		線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規格は、第3条及び次の各号のとおりとする。
		(略)
		二 絶縁体は、次に適合するものであること。 イ 材料は、5-2 表の左欄に掲げる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ
		1 材料は、5-2 表の圧欄に掲りる絶縁電線の種類に応じ、それぞれ 同表の右欄に掲げるものであって、電気用品の技術上の基準を定め
		る省令の解釈 (20130605 商局第 3 号) 別表第一附表第十四に規定する
		<u>試験を行ったとき、これに適合する</u> ものであること。 (略)
		4 第 3 項に規定する性能を満足する引下げ用高圧絶縁電線の規格は、 第 3 条及び次の各号のとおりとする。
		(略) 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
		イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、 <u>電気用品の技術上の基準を定める省</u> 令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに
		【多心型電線】 (省令第6条、第21条、第57条第1項、第2項)
		·

第 6 条

(略)

2 第1項各号に規定する性能を満足する、多心型電線の規格は、第3 条及び次の各号のとおりとする。

(略)

二 絶縁物で被覆した導体は、次に適合するものであること。

(略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適</u>合するものであること。

(略)

【キャブタイヤケーブル】

(省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項) 第8条 キャブタイヤケーブルは、電気用品安全法の適用を受けるも の又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。

(略)

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 8-2 表の左欄に掲げるキャブタイヤケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる材料であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものを同表の右欄に規定する値以上の厚さに設けたもの又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。

(略)

2 第 1 項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第 3 条及び次の各号のとおりとする。

(略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、8-5 表に規定するものであって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行った</u> とき、これに適合するものであること。

(略)

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、8-7 表に規定するものであって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

(略)

【低圧ケーブル】

(省令第6条、第21条、第57条第1項) 第9条

(略)

- 2 第 1 項各号に規定する性能を満足する鉛被ケーブル、アルミ被ケーブル、クロロプレン外装ケーブル、ビニル外装ケーブル又はポリエチレン外装ケーブルの規格は、第 3 条及び次の各号のとおりとする。 (略)
- 二 絶縁体は、次に適合するものであること。
- イ 材料は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、9-3 表の左欄に掲げるケーブルの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

【高圧ケーブル】

(省令第 5 条第 2 項、第 6 条、第 21 条、第 57 条第 1 項) 第 10 条

(略)

3 第 1 項各号に規定する性能を満足する、鉛被ケーブル及びアルミ被ケーブルのうち前項に規定する以外のもの、並びにビニル外装ケーブル、ポリエチレン外装ケーブル及びクロロプレン外装ケーブルの規格は、第 3 条及び次の各号のとおりとする。

(略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ポリエチレン混合物、天然ゴム混合物(使用電圧が 3,500V 以下の場合に限る。)、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別</u>表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

(略

四 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、10-4 表に規定するケーブルの種類に応じたものであって、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はクロロプレンゴム混合物にあっては、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

6 第 5 項に規定する性能を満足する、電力保安通信線複合鉛被ケーブル、電力保安通信線複合アルミ被ケーブル、電力保安通信線複合クロロプレン外装ケーブル、電力保安通信線複合ビニル外装ケーブル及び電力保安通信線複合ポリエチレン外装ケーブルの規格は、第 3 条及び次の各号のとおりとする。

(略)

二 内蔵型のものにあっては、次に適合すること。

(略

ニ 外装は、次に適合するものであること。

(イ) 遮へいを施した高圧電線の線心と、第 137 条第 5 項第一号から 第三号までの規定に適合する添架通信用第 2 種ケーブルとをまとめ たものの上に施したものであること。

(ロ) 材料は、10-6表に規定するものであって、<u>電気用品の技術上の</u> <u>基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行っ</u> たとき、これに適合するものであること。

(略)

【低高圧架空電線路に使用する電線】

(省令第21条第1項)

第 65 条

(略)

3 前項に規定する性能を満足する半導電性外装ちょう架用高圧ケーブルの規格は、次の各号のとおりとする。(関連省令第5条第2項、第6条)

(略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省</u>令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであること。

(略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

7_

【水上電線路及び水底電線路の施設】

(省令第6条、第7条、第20条)

第 127 条

(略)

3 第2項第二号イに規定する性能を満足する水底ケーブルの規格は、 次の各号によること。

(略)

1. 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ポリエチレン混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプ ロピレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省 令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに 適合するものであること。

(略)

【添架通信線及びこれに直接接続する通信線の施設】

(省令第4条、第28条)

第 137 条

(略)

5 添架通信用第1種ケーブル及び添架通信用第2種ケーブルは、次 の各号に適合するものであること。

(略)

- 二 絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、電気 用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定 する試験を行ったとき、これに適合するものであること。
- 三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であって、電気用 品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定す <u>る試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

【小勢力回路の施設】

(省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第62条) 第 181 条

(略)

3 小勢力回路の電線に使用する絶縁電線は、次の各号に適合するも のであること。

(略)

二 絶縁体は、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム混合物で あって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表 第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するものであるこ

(略)

4 小勢力回路の電線に使用する通信用ケーブルは、次の各号に適合 するものであること。

(略)

二 絶縁体は、外装が金属テープ又は被覆状の金属体であって絶縁体 を密封するものを除き、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はゴム 混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表 第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、金属又はビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはク ロロプレンゴム混合物であって、電気用品の技術上の基準を定める 省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これ に適合すること。

(略)

【滑走路灯等の配線の施設】

(省令第56条第1項、第57条第1項) 第 188 条

(略)

2 飛行場標識灯用高圧ケーブルは、次の各号に適合するものである

略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表</u>第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

(略)

三 外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、クロロプレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の</u> <u>基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行っ</u> たとき、これに適合すること。

(略)

【アーク溶接装置の施設】

(省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 59 条第 1 項) 第 190 条

(略)

2 前項第四号イ(ロ)の規定における溶接用ケーブルは、次の各号に適合するものであること。

(略)

二 絶縁体は、次に適合するものであること。

イ 材料は、導線用のものにあっては天然ゴム混合物又はクロロプレンゴム混合物、ホルダー用のものにあっては天然ゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十</u>四に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

(略)

三 ホルダー用のものにあっては、外装は、次に適合するものであること。

イ 材料は、天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行った</u>とき、これに適合すること。

(略)

【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】

(省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条)

第 195 条 発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に 固定して施設する場合は、次の各号によること。

(略)

三 発熱線に直接接続する電線は、MI ケーブル、クロロプレン外装ケーブル(絶縁体がブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物のものに限る。) 又は次に適合する発熱線接続用ケーブルであること。

(略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はブチルゴム混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する</u>試験を行ったとき、これに適合すること。

(略)

ハ 外装は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、耐熱ビニル混合物であって、<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったと</u>き、これに適合すること。

(略)

4 道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置(小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。)を施設する場合は、次の各号によること。

(略)

四 発熱線は、次に適合するものであって、その温度が 120℃を超えないように施設すること。

(略)

ロ 絶縁体は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、けい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物であって<u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合する</u>ものであること。

(略)

ハ 外装は、次に適合するものであること。

(イ) 材料は、絶縁体に耐熱ビニル混合物、架橋ポリエチレン混合物 又はエチレンプロピレンゴム混合物を使用する場合は耐熱ビニル混 合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物 であって、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附 表第十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するもの、絶縁体 にけい素ゴム混合物又はふっ素樹脂混合物を使用する場合は耐熱性 のあるもので密に編組したもの又はこれと同等以上の耐熱性及び強 度を有するものであること。

(略)

【パイプライン等の電熱装置の施設】

(省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条、第 76 条) 第 197 条

(略)

2 パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置(以下この項において「直接加熱装置」という。)を施設する場合は、次の各号によること。

(略)

三 発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。 (略)

ロ 絶縁体(ハに規定するものを除く。)は、次に適合するものであること。

- (イ) 材料は、次のいずれかであること。
- (1) 民間規格評価機関として日本電気技術規格委員会が承認した 規格である「電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム」 に規定する電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム
- (2) 日本産業規格 JIS C 2338 (2012) 「電気絶縁用ポリエステル 粘着テープ」に規定する電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ
- (3) 日本産業規格 JIS K 7137-1 (2001) 「プラスチックーポリテトラフルオロエチレン (PTFE) 素材 第 1 部:要求及び分類」に規定する FP3E3 と同等以上のもの
- (4) <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第</u> 十四に規定する試験を行ったとき、これに適合するポリエチレン混 合物

(略)

5. 改正・移行の経緯と概要

電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成 25 年経済産業省令第 34 号、2013 年 7 月 1 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)

上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項を JIS 化することとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 (20240514 保局第 1 号令和 6 年 5 月31 日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用するのは別表第一のみ)

6. 引用規格と新規格 の規格内容の比較

- ・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定
- ・ 別表第一から全体構成を修正(附属書 AA〜AH:個々の品種に係る 規定、附属書 BA〜BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA〜CR:各 試験方法及び基準)

・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000V の
ものは 1mm (絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm)
を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格
15,000V のものが存在しないため、規定事項を削除(附属書
AC. 1. 3b 関連)
・ ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に
係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS 側で
は個別に整理して規定(附属書 AD1.1、AD1.2, AD1.3 関連)
・ コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、
個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の
同試験に移動(附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
D:引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品
質・性能)が同等以上のもの。
電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新
JISに関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義
の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも
のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である
ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は
無いとした。
「要」
↑ダ」 分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え
方 に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引
用先を新JISに修正する。
7170 8 701 310 10 15 11 7 0 8
なお、4.解釈における記述にて下線で示す箇所は、全箇所で同じ記
載であることから、一律に、下記内容に修正する。
『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に
関する要求事項」の「附属書 CF」に規定する試験を行ったとき、こ
れに適合する』

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一
		〇附表第二十五 (引裂試験)
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 CQ (規定) 引裂き
3.	規格引用電技解釈 条文	第 5 条【絶縁電線】第 2 項第三号
4.	解釈における記述	【絶縁電線】 (省令第 5 条第 2 項、第 6 条、第 21 条、第 57 条第 1 項) 第 5 条
		(略) 2 第1項各号に規定する性能を満足する、600V ビニル絶縁電線、600V ポリエチレン絶縁電線、600V ふっ素樹脂絶縁電線、600V ゴム絶縁電 線、屋外用ビニル絶縁電線、高圧絶縁電線又は特別高圧絶縁電線の規 格は、第3条及び次の各号のとおりとする。 (略)
		三 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はけい素ゴム混合物(電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十五に規定する試験を行ったとき、これに適合するものを除く。)を使用するものにあっては、絶縁体の上により糸で密に約 0.7mm の厚さの外部編組を施す又はこれと同等以上の強度を有する被覆を施してあること。
5	改正・移行の経緯	(略) 電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定
	と概要	に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成 25 年経済産業省令第 34 号、2013 年 7 月 1 日公布、2014 年 1 月 1 日施行)上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項を JIS 化することとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514 保局第 1 号令和 6 年 5 月31 日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用するのは別表第一のみ)
6.	引用規格と新規格の規格内容の比較	・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 ・ 別表第一から全体構成を修正(附属書 AA~AH:個々の品種に係る 規定、附属書 BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA~CR:各 試験方法及び基準) ・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000V の ものは 1mm(絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm) を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格 15,000V のものが存在しないため、規定事項を削除(附属書 AC.1.3b 関連) ・ ケーブルの導体・絶縁体をの外装に係る規定を含んだが、JIS 側で は個別に整理して規定(附属書 AD1.1、AD1.2、AD1.3 関連) ・ コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、 個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の 同試験に移動(附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
7.	新規格の分類	D: 引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。
8.	検討結果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新 JISに関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義 の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である
		ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は

	無いとした。
9. 電技解釈文の見 し要否	直 「要」 分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え 方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引 用先を新 JIS に修正する。
	なお、4. 解釈における記述にて下線で示す箇所は、下記内容に修正する。 『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 CQ」に規定する試験を行ったとき、これに適合する』

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一
		○1 電線 (7) キャブタイヤケーブル
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 AF (規定) キャブタイヤケーブル
3.	規格引用電技解釈 条文	第8条【キャブタイヤケーブル】 第1項第五号ハ、第2項第六号ハ
4.	解釈における記述	【キャブタイヤケーブル】 (省令第 5 条第 2 項、第 6 条、第 21 条、第 57 条第 1 項) 第 8 条 キャブタイヤケーブルは、電気用品安全法の適用を受ける もの又は次の各号に適合する性能を有するものを使用すること。
		(略) 五 完成品は、次に適合するものであること。 イ 8-3 表に規定する試験方法で、8-4 表に規定する交流電圧を加え たとき、これに耐える性能を有すること。
		ロ イの試験の後において、導体と大地との間に 100V の直流電圧を 1 分間加えた後に測定した絶縁体の絶縁抵抗が、別表第 6 に規定する値以上であること。 ハ 電気用るの技術上の基準を定める省令の解釈別表第一 1 (7) への
		規定に適合すること。 (略) 2 第 1 項各号に規定する性能を満足するキャブタイヤケーブルの規格は、第 3 条及び次の各号のとおりとする。 (略)
		六 完成品は、次に適合するものであること。 イ 8-3 表に規定する試験方法で、8-4 表に規定する交流電圧を加え たとき、これに耐える性能を有すること。
		ロ イの試験の後において、導体と大地との間に 100V の直流電圧を 1 分間加えた後に測定した絶縁体の絶縁抵抗 が、別表第 7 に規定する値以上であること。 ハ <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一 1 (7) への</u>
5.	改正・移行の経緯 と概要	規定に適合すること。 電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定 に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能
		規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成 25 年経済 産業省令第 34 号、2013 年 7 月 1 日公布、2014 年 1 月 1 日施行) 上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る 性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項を JIS 化す
		世記規定化については、別表第一がら第十一の規定事項を J15 化することとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 (20240514 保局第 1 号令和 6 年 5 月 31 日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用するのは別表第一のみ)
6.	引用規格と新規格の規格内容の比較	 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 別表第一から全体構成を修正(附属書 AA~AH:個々の品種に係る規定、附属書 BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA~CR:各試験方法及び基準)
		・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000V のものは 1mm (絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm) を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格 15,000V のものが存在しないため、規定事項を削除 (附属書 AC.1.3b 関連)
		・ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS 側では個別に整理して規定(附属書 AD1.1、AD1.2、AD1.3 関連)・コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の

		同試験に移動(附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
7.	新規格の分類	D:引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品
		質・性能)が同等以上のもの。
8.	検討結果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新 JISに関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義 の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は
		無いとした。
9.	電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え
		方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引用先を新 JIS に修正する。
		なお、4.解釈における記述にて下線で示す箇所は、全箇所で同じ記載であることから、一律に、下記内容に修正する。 『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 AF」への規定に適合する』

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一
		○附表第十四(引張強さおよび伸びの試験) 1 (1)
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 CF (規定) 引張強度及び伸び CF.1
3.	規格引用電技解釈	第10条【高圧ケーブル】
	条文	第4項第四号イ ※図1を引用 第55条【架空電線路の防護具】
		第3項第一号
4.	解釈における記述	【高圧ケーブル】 (省令第5条第2項、第6条、第21条、第57条第1項)
		第 10 条 (略)
		4 第1項各号に規定する性能を満足する CD ケーブルの規格は、第3 条及び次の各号のとおりとする。
		(略) 四 ダクトは、次に適合するものであること。
		イ 材料は、ポリエチレン混合物であって、 <u>電気用品の技術上の基準</u>
		を定める省令の解釈別表第一附表第十四1(1)の図1に規定する、
		<u>ダンベル状の試料</u> を室温において毎分 200mm の速さで引張試験を行ったときの引張強さが、14.7N/mm2 以上のものであること。
		ロ 厚さは、別表第8に規定する値を標準値とし、その平均値が標準
		値の 90%以上、その最小値が標準値の 85%以上であること。 (略)
		【架空電線路の防護具】
		(省令第 29 条) 第 55 条
		(略)
		3 使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電線路に使用する、特別高圧
		防護具は、次の各号に適合するものであること。 一 材料は、ポリエチレン混合物であって、電気用品の技術上の基準
		を定める省令の解釈別表第一附表第十四 1 (1) の図に規定するダン
		<u>ベル状の試料</u> が次に適合するものであること。 イ 室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが
		9.8N/mm2以上、伸びが 350%以上であること。
		ロ 90±2℃に 96 時間加熱した後 60 時間以内において、室温に 12 時間以内において、室温に 12 時間は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		間放置した後にイの試験を行ったとき、引張強さが前号の試験の際に得た値の80%以上、伸びがイの試験の際に得た値の60%以上である
		こと。
_	7- TA C 0 W 44	(略)
5.	改正・移行の経緯 と概要	電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能
		規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成 25 年経済
		産業省令第34号,2013年7月1日公布,2014年1月1日施行) 上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る
		性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項を JIS 化す
		ることとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈
		についての一部を改正する通達(20240514 保局第 1 号令和 6 年 5 月 31 日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係
		規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用する
6	コ田相故レ虻坦妆	のは別表第一のみ) ・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定
υ.	引用規格と新規格 の規格内容の比較	・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 ・ 別表第一から全体構成を修正(附属書 AA~AH:個々の品種に係る
		規定、附属書 BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA~CR:各
		試験方法及び基準) ・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000V の
		ものは 1mm (絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm)

	を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格 15,000V のものが存在しないため、規定事項を削除 (附属書 AC.1.3b 関連) ・ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS 側では個別に整理して規定 (附属書 AD1.1、AD1.2, AD1.3 関連) ・コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の同試験に移動 (附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
7. 新規格の分類	D: 引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。
8. 検討結果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新 JIS に関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義 の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は 無いとした。
9. 電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え 方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引 用先を新 JIS に修正する。 第 10 条と第 55 条では、条文の記載が「図 1 」と「図」で異なってい るが、附表第十四 1 (1) の図は、図 1 ダンベル状と、図 2 管状の 2 つ であり、「図」を引用する第 55 条も、その後の記載でダンベル状の 試料を指定していることから、両条文の引用先は同じとなる。 よって、4. 解釈における記述にて下線で示す箇所は、全箇所で同じ 記載となるため、一律に、下記内容に修正する。 『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に 関する要求事項」の「附属書 CF」の「図 CF.1」に規定する、ダンベル状の試料』

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一
		〇附表第二十一(耐燃性試験)
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 CM (規定) 耐燃性
3.	規格引用電技解釈 条文	第 120 条【地中電線路の施設】 第 3 項第二号イ (イ) (2)
		第 125 条【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】 第 5 項第二号ロ
		第 136 条【電力保安通信線の施設】 第 4 項第一号ロ
4.	解釈における記述	【地中電線路の施設】 (省令第 21 条第 2 項、第 47 条)
		第 120 条 (略)
		3 地中電線路を暗きょ式により施設する場合は、次の各号によること。
		(略) 二 次のいずれかにより、防火措置を施すこと。
		イ 次のいずれかにより、地中電線に耐燃措置を施すこと。 (イ) 地中電線が、次のいずれかに適合する被覆を有するものである
		こと。 (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第九号に規定さ れる不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の性能を有するも
		のであること。 (2) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第
		<u>二十一に規定する耐燃性試験に適合する</u> こと又はこれと同等以上の性能を有すること。
		(略)
		【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】 (省令第 30 条)
		第 125 条 (略)
		5 第1項から前項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある 難燃性」は、それぞれ次の各号によること。 (略)
		二 「自消性のある難燃性の被覆」は、次によること。 (略)
		ロ 光ファイバケーブルにおける「自消性のある難燃性の被覆」は、 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二十一 に規定する耐燃性試験に適合するものであること。
		(略)
		【電力保安通信線の施設】 (省令第 28 条、第 50 条第 2 項) 第 136 条
		(略) 4 電力保安通信線を暗きょ内に施設する場合は、次の各号のいずれ
		かによること。 一 次のいずれかに適合する被覆を有する通信線を使用すること。
		(略) ロ 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一附表第二 十一に規定する耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性
		<u> </u>
5.	改正・移行の経緯	電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定

と概要	に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成25年経済産業省令第34号、2013年7月1日公布、2014年1月1日施行)上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項をJIS 化することとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514保局第1号令和6年5月31日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用するのは別表第一のみ)
6. 引用規格と新規格の規格内容の比較	・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 ・ 別表第一から全体構成を修正(附属書 AA~AH:個々の品種に係る規定、附属書 BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA~CR:各試験方法及び基準) ・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000V のものは 1mm(絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm)を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格 15,000V のものが存在しないため、規定事項を削除(附属書 AC.1.3b 関連) ・ ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS 側では個別に整理して規定(附属書 AD1.1、AD1.2、AD1.3 関連) ・ コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の同試験に移動(附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
7. 新規格の分類	D: 引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。
8. 検討結果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新 JIS に関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義 の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は 無いとした。
9. 電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類はDであり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え 方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、 引用先を新 JIS に修正する。 なお、4. 解釈における記述にて下線で示す箇所は、全箇所で同じ記載であることから、一律に、下記内容に修正する。また、他条文の記載と平仄を合わせる(下線部)。 『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 CM」に規定する 計算を行ったとき、これに適合する』

1.	引用規格	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号) 別表第一 ○ 2 電気温床線
2.	新規格	JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」 ○附属書 AH (規定) 電気温床線
3.	規格引用電技解釈 条文	第 195 条【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】 第 2 項第二号
4.	解釈における記述	【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】 (省令第 56 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 59 条第 1 項、第 63 条第 1 項、第 64 条) 第 195 条 (略)
		2 コンクリートの養生期間においてコンクリートの保温のために発熱線を施設する場合は、前項の規定に準じて施設する場合を除き、次の各号によること。 一 発熱線に電気を供給する電路の対地電圧は、300V以下であること。
		二 発熱線は、 <u>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第一</u> の第 2 項に適合するものであること。 (略)
5.	改正・移行の経緯 と概要	電気用品の技術上の基準を定める省令について、従来の仕様規定に代わり、電気用品の安全確保上必要最小限の性能を規定する『性能規定化』を行うべく、技術基準省令を全面改正した(平成25年経済産業省令第34号、2013年7月1日公布、2014年1月1日施行)上記に伴い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に係る性能規定化については、別表第一から第十一の規定事項をJIS化することとなっており、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514保局第1号令和6年5月31日)において、別表第一、第四、第七が、別表第十二に掲げる関係規格を適用する内容に改正された。(上記の中で電技解釈が引用するのは別表第一のみ)
6.	引用規格と新規格の規格内容の比較	・ 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 ・ 別表第一から全体構成を修正 (附属書 AA~AH:個々の品種に係る規定、附属書 BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書 CA~CR:各試験方法及び基準) ・ ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格 15,000Vのものは 1mm (絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm)を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格15,000Vのものが存在しないため、規定事項を削除 (附属書AC.1.3b 関連) ・ ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS 側では個別に整理して規定 (附属書 AD1.1、AD1.2, AD1.3 関連) ・ コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、個別に規定されていたが、JIS 側ではキャブタイヤケーブル類の同試験に移動 (附属書 AD.1.6d、CO.2 関連)
7.	新規格の分類	D:引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。
8.	検 討 結 果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と、移行先である新 JISに関する技術的規定事項について比較検討した結果、用語の定義 の追加や全体構成の変更の他、語句の修正や個別の改正点があるも のの、電技解釈が引用する規定内容(品質・性能)は同等以上である ため、移行先の JIS 規格を電技解釈へ引用することに技術的問題は 無いとした。
9.	電技解釈文の見直 し要否	「要」 分類は D であり、「電技解釈における JIS 規格等引用の区分の考え
		20

方」に基づき、JIS 規格を引用することが可能と考えられるため、引用先を新 JIS に修正する。

なお、4. 解釈における記述にて下線で示す箇所は、下記内容に修正する。

『日本産業規格 JIS C 3010 (2019) 「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」の「附属書 AH」に適合する』

電技解釈における規格引用の区分の考え方

新 JIS 等の分類および電技解釈が新 JIS 等を引用することの妥当性について、新旧 JIS 等 の内容比較を行い下表のとおり分類することとする。

分類記号	分 類 内 容 《新 JIS 等の引用可否》
А	最新のJIS 規格等が引用されており、記載に不備がないもの。 《新 JIS 等を引用済み》
В	記載が不備なもの。 ・「名称」,「年号」など記載が不足している。 《不足等を補うことにより引用が可能》
С	引用されている規格自体は改正されているが、新 JIS 等の規定内容に変更がないもの。 ・規格の一部が引用されている場合で、引用箇所の規定内容に全く変更がない。 《引用が可能》
D	引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。 ・規定項目、規定値等に変更がない。 ・規定項目が追加されている、規定値が厳しくなっている など。 《引用が可能》
E	引用されている規格が改正・廃止されており、規格体系・規格内容が大幅に変更されているが、規定内容(品質・性能)が同等以上のもの。 ・IEC等で規定内容は同等だが、国際規格自体の体系が大幅に変更になっているなど。 《引用が可能》
F	引用されている規格が改正されており、新 JIS 等の規定内容(品質・性能)が簡素化されているもの。 ・規定項目が削除されている、規定値が緩和されている。など。 《引用が不可能》 ※一部規定内容が簡素化されていても、合理的な見直しと判断されるものはCまたはD に含める。
G	引用されている規格が改正・廃止されており、規格体系・規格内容が大幅に変更され、 引用されている規格の規定内容を追えないもの。 《引用が不可能》
Н	引用されている規格が廃止され、移行先のないもの。 《引用が不可能》
_	調査対象外。

※ 旧 JIS 等 ; 現在引用されている JIS 等の民間規格(JEC 等) ※ 新 JIS 等 ; 旧 JIS 等が改正されたもの

JIS C 8918 (2023) に関する確認結果

項目	説明
規格名称	(旧) JIS C 8918: 2013 結晶系太陽電池モジュール (新) JIS C 8918: 2023 結晶系太陽電池モジュール
規格概要	 本規格は、地上に設置する太陽光発電システムに用いる平板・非集光形の結晶系太陽電池モジュールについて規定するもの。 結晶系太陽電池モジュールの性能(電気的、機械的)、構造および試験方法について規定されている。
規格の主な改正点	 引用規格の廃止および新規発行に合わせた見直し 太陽電池モジュールの構造として規定していたモジュールの種類(最大システム電圧による区分、アレイの組立形態による区分)の削除 箇条6試験方法の参照先を、廃止されたJIS C 8990からJIS C 61215-2に、同様に廃止されたJIS C 8992-2からJIS C 61730-2に変更
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。 今回、 <u>試験方法の参照先が変更されたが、規定内容(品質・性能)は同等以上である</u> ため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断した。

JIS C 8939 (2023)に関する確認結果

項目	説明
規格名	(旧) JIS C 8939 : 2013 薄膜太陽電池モジュール (新) JIS C 8939 : 2023 薄膜太陽電池モジュール
規格概要	 この規格は、地上に設置する太陽光発電システムに 用いる平面・非集光形の薄膜太陽電池モジュール (以下, PVモジュールという。)の性能、構造及び 試験方法について規定するもの。 この規格は、アモルファスシリコン技術を主体として 規定しているが、ほかの薄膜PVモジュールへも適用可能である。 ただし、有機太陽電池には、適用しない。 薄膜太陽電池モジュールの性能(電気的、機械的)、構造および試験方法について 規定されている。
規格の主な改正点	 引用規格の廃止および新規発行に合わせた見直し 太陽電池モジュールの構造として規定していたモジュールの種類(最大システム電圧による区分,アレイの組立形態による区分)の削除 箇条6試験方法の参照先を,廃止されたJIS C 8991からJIS C 61215-2に,同様に廃止されたJIS C 8992-2からJIS C 61730-2に変更
確認結果	電技解釈が引用している当該JISの旧JISと新JISの改正点に関する比較検討を実施。 今回, <u>試験方法の参照先が変更されたが, 規定内容(品質・性能)は同等以上であ</u> るため、電技解釈への継続引用に技術的問題はないと判断した。

JIS C 61558-2-6に関する確認結果

項目	説明
規格名称	旧: JIS C 61558-2-6 (2012)「入力電圧1100V 以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する 装置の安全性」 新: JIS C 61558-2-6 (2024)「変圧器,リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性 – 第 2-6 部: 一般用の安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組 み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験」
規格概要	この規格は、一般用の安全絶縁変圧器及び一般用の安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定しており、電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格の対象としている。 この規格は、一般用の安全絶縁変圧器及び一般用の安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性につて電源側(一次側)(二次側)
規格の主な改正点	 2021 年に第3版として発行された 対応国際規格 (IEC 61558-2-6)を踏まえ、JIS C 61558-2-6 (2024)として発刊された。 規格名称について対応国際規格に合わせ見直しを行った。 変圧器の種類を表す図記号(箇条8)について、リニア電源装置の図記号を追加した。 耐腐食性に関する基準が追加された。 構造(箇条19)について、旧規格で規定していた構造に関する規定は、JIS C 61558-1(通則)に集約されたため、JIS C 61558-1を引用するように変更した。
確認結果	新JISは、従来の規定を踏襲し対応国際規格(IEC 61558-2-6)に合わせた改定が行われている。 今回の改定に当たり、規格名称変更、新たな項目の追加、構成の変更はあるものの、 <u>電技解釈が引用</u> <u>する規程内容(品質・性能)は同等以上</u> であるため、新JIS規格を電技解釈へ引用することに技術的 問題はないと判断した。 - 80 -

JIS C 3010に関する確認結果

項目	説明
規格名称	旧:電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第一 新:JIS C 3010:2019「電線及び電気温床線の安全に関する要求事項」
規格概要	 国内の配電事情による在来の電気設備で使用する電線及び電気温床線の安全性を確保するため、技術基準の技術的要件を満たす内容を具体的に規定している。 この規格は、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈(20130605 商局第 3 号)に基づく。
規格の主な改正点	 別表第一には無かった用語の定義を新規に規定 別表第一から全体構成を修正(附属書AA~AH:個々の品種に係る規定、附属書BA~BJ:個々の導体に係る規定、附属書CA~CR:各試験方法及び基準) ネオン電線の外装厚さについて、別表第一では、定格15,000Vのものは1mm(絶縁体がポリエチレン混合物である場合は 0.8mm)を規定していたが、絶縁体がポリエチレン混合物以外で定格15,000Vのものが存在しないため、規定事項を削除(附属書AC.1.3b関連) ケーブルの導体・絶縁体・外装について、別表第一では、導体に係る規定事項に絶縁体及び外装に係る規定を含んだが、JIS側では個別に整理して規定(附属書AD1.1、AD1.2, AD1.3関連) コンクリート直埋用ケーブルの衝撃試験について、別表第一では、個別に規定されていたが、JIS側ではキャブタイヤケーブル類の同試験に移動(附属書AD.1.6d、CO.2関連)
確認結果	電技解釈が引用している現行の電気用品の解釈と移行先である新JISに関する技術的規定事項について比較検討を実施。今回、用語の定義の追加や全体構成の変更の他、個別の改正点があるものの、 <u>電技解釈が引用する規程内容(品質・性能)は同等以上</u> であるため、移行先のJIS規格を電技解釈へ引用することに技術的問題はないと判断した。 ※ なお、電技解釈各条文が引用するのは、附属書AF、AH、CF、CM、CQのため個別改正事項の対象外